機密性１　完全性２　可用性２

平成２６年４月１日規程第３３号

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程

目次

第１章　総則（第１条－第１０条）
第２章　基本給及び年俸
第１節　基本給（第１１条－第１８条）
第２節　年俸（第１９条－第３０条）
第３章　手当
第１節　扶養手当（第３１条－第３６条）
第２節　住居手当（第３７条－第４３条）
第３節　通勤手当（第４４条－第５１条）
第４節　単身赴任手当（第５２条－第５８条）
第５節　地域手当（第５９条）
第５節の２　広域異動手当（第５９条の２）
第６節　寒冷地手当（第６０条－第６１条）
第７節　役職手当（第６２条）
第８節　特殊勤務手当（第６３条－第６６条の２）
第９節　附加職務手当（第６７条）
第１０節　超過勤務手当等（第６８条－第７０条）
第１１節　宿日直等手当（第７１条－第７３条）
第１２節　医師等派遣手当（第７４条）
第１３節　役職職員特別勤務手当（第７５条）
第１４節　業績手当（第７６条－第８１条）
第１５節　医師手当（第８２条－第８３条）
第１６節　医療専門資格手当（第８３条の２）
第１７節　診療看護師手当（第８３条の３）
第４章　給与の特例等（第８４条－第９７条）
第５章　規程の実施（第９８条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成２６年規程第１７号。以下「就業規則」という。）第７０条の規定に基づき独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第１条に規定する任期付短時間職員をいう。以下同じ。）（以下、

常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし地域医療機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

２　基本給は、就業規則第３４条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

３　年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

４　手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、医師等派遣手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当とする。

（重複給与の禁止）

第３条　職員が地域医療機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第４条　月例年俸は、毎月１回、その月の月例年俸としてその額の１２分の１の額（以下「月例給」という。）を支給する。

２　新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

３　職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

４　職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

５　第２項又は第３項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第３９条の休日（就業規則第４２条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第４３条の代休日と重なった場合は、就業規則第３９条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）

第５条　給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第６条　基本給及び月例給の支給定日（以下、本条において「支給定日」という。）は、毎月２０日とし、給与期間の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合

は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一　２０日が日曜日に当たるとき　１８日

二　２０日が土曜日に当たるとき　１９日

三　２０日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるとき　１９日（１９日が日曜日にあたるときは１７日）

２　扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

３　特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び医師等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給定日に支給する。ただし、次の給与期間の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

４　寒冷地手当は、第６０条に規定する基準日の属する月の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

５　業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

６　業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

７　給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

８　前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第７条　理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、７日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一　本人が死亡したとき。

二　退職し又は解雇されたとき。

２　前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二　子

三　父母

四　孫及び祖父母
五　その他これらに準ずる者

（非常時払）
第８条　理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第６条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
一　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
二　本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
三　本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
四　その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務１時間当たりの給与額）
第９条　第６８条から第７０条まで、第８６条、第９１条、第９１条の２及び第９３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）
第１０条　第４条第５項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
２　前条の規定による勤務１時間当たりの給与額、第６８条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額、第６９条の規定により勤務１時間につき支給する休日給の額及び第７０条の規定により勤務１時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。
３　一の給与期間の第６８条に規定する超過勤務手当、第６９条に規定する休日給及び第７０条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に１時間未満の端数がある場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。
４　一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に１時間未満の端数がある場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。

第２章　基本給及び年俸

第１節　基本給

第１１条　基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　医療職基本給表（別表第１）

イ　医療職基本給表（一）

ロ　医療職基本給表（二）

ハ　医療職基本給表（三）

二　事務職基本給表（別表第２）

二の２　診療情報管理職基本給表（別表第２の２）

三　技能職基本給表（別表第３）

四　教育職基本給表（別表第４）

五　福祉職基本給表（別表第５）

六　介護福祉職基本給表（別表第５の２）

七　療養介助職基本給表（別表第６）

八　医師事務作業補助職基本給表（別表第６の２）

２　前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第１条ただし書に規定する職員及び第１９条に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成２６年規程第３１号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし教育職基本給表の適用を

		受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		看護専門学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
福祉職基本給表		医療社会事業専門員、保育士及び理事長が定めるものに適用する。
介護福祉職基本給表		介護福祉士及び介護支援専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助員に適用する。

３　基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第７に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

４　基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第１２条　新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

２　新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第８に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第１３条又は第１４条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第９に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

３　初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

４　職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

５　その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第１３条　基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第１０に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

２　昇格の時期は、１月１日、４月１日、７月１日及び１０月１日とする。

３　昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

第１４条　基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき　降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸

二　降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき　降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

三　降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額

のものであるとき　降格した級の最高の号俸

２　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　理事長は、前２項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

（昇給）

第１５条　基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第１３条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、９月３０日以前の１年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、１０月１日から１２月３１日までの期間に受けた就業規則第９９条に規定する懲戒処分及び同規則第１０７条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとする。

一　次号に掲げる職員以外の職員

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">昇　給　区　分</td><td colspan="2">昇給できる号俸数</td></tr>
<tr><td>管理職層</td><td>中間層・初任層</td></tr>
<tr><td>勤務成績が極めて良好</td><td>Ⅴ</td><td colspan="2">８号俸以上</td></tr>
<tr><td>勤務成績が特に良好</td><td>Ⅳ</td><td colspan="2">６号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績が良好</td><td>Ⅲ</td><td>３号俸</td><td>４号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績がやや良好でない</td><td>Ⅱ</td><td colspan="2">２号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績が良好でない</td><td>Ⅰ</td><td colspan="2">昇給しない</td></tr>
</table>

二　５５歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">昇　給　区　分</td><td>昇給できる号俸数</td></tr>
<tr><td>管理職層・中間層・初任層</td></tr>
<tr><td>勤務成績が極めて良好</td><td>Ⅴ</td><td>４号俸以上</td></tr>
</table>

勤務成績が特に良好	Ⅳ	３号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	２号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	１号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

２　前項の昇給の時期は、１月１日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

３　第１項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第１１に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。

４　前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

５　職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

６　前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第１６条　勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、４号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

一　業務上の災害により死亡した場合

二　業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

２　前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（表彰による昇給）

第１６条の２　理事長の表彰を受けた場合は、第１５条の規定にかかわらず、４号俸上位の号俸に昇給させることができる。

２　前項の昇給の時期は、表彰を受けた日とする。

（再雇用職員の基本給月額）

第１７条　再雇用職員（就業規則第７９条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第１２条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（任期付短時間勤務職員の基本給月額）

第１８条　任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第１２条から第１６条までの規定にかかわらず、第１２条から第１６条までの規定による基本給月額に就業規則第３４条第１項ただし書きにより定められたその者の１週間についての勤務時間を就業規則第３４条第１項本文に定める１週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第２節　年俸

（副院長等基本年俸表）

第１９条　副院長等基本年俸表は、別表第１２に定めるとおりとする。

２　副院長等基本年俸表は、副院長、統括診療部長、診療部長、医長及び介護老人保健施設長の職を占める職員（医療及び介護業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用する。

（初任給）

第２０条　基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第１３に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

２　新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

（昇格等）

第２１条　基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第１４に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

２　昇格の時期は、４月１日とする。

３　昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

４　同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

（降格）

第２２条　基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき　降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸

二　降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき　降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸

三　降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき　降格した級の最高の号俸

２　理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

（昇給）

第２３条　基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第２１条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、４月１日から翌年の３月３１日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員

昇　給　区　分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	Ⅴ	８号俸以上
勤務成績が特に良好	Ⅳ	６号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	３号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	２号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

二　５７歳を超える職員

昇　給　区　分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	Ⅴ	４号俸以上
勤務成績が特に良好	Ⅳ	３号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	２号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	１号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

２　第１項の昇給の時期は、４月１日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

３　前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

４　職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

５　前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第２４条　勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、４号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

一　業務上の災害により死亡した場合

二　業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

２　前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第２５条　基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第２０条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第２６条　基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第２０条第２項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、１００分の７０から１００分の１３０までの範囲内で理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は､同項の業績年俸額とする｡)とする。

２　前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

３　第１項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

４　昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

５　第３１条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第１項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

６　第５９条の規定により地域手当を支給されている職員、第５９条の２の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第１項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

７　第１項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第１項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。

８　業績年俸は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２８条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員（就業規則第６９条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第６条第５項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８２条第１号に該当して解雇され、又は死

亡した職員（第８７条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二　業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ　検察官

ハ　特別職に属する国家公務員

ニ　公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３号）第３条の２に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成１４年法律第１９１号）第２条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第７条の２に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ　地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第４５条第３項を除いて同じ。）

ヘ　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）第２条第４項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

９　業績年俸の支給額は、６月及び１２月に支給する場合とも、第１項から第７項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月未満　１００分の３０

１０　当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
１１　第９項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第２７条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第８項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。
一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１００条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０１条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８２条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）
三　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
四　次条第１項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２８条　理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。
一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
二　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
２　前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第９４条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第２９条　任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第２５条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第３０条　新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第２０条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　前項の適用を受けた職員の第２６条第１項の規程を適用する場合においては、同項中「第２０条第２項」とあるのは、「第３０条第１項」と読み替えるものとする。

第３章　手当

第１節　扶養手当

（扶養手当）

第３１条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
二　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫
三　満６０歳以上の父母及び祖父母
四　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
五　重度心身障害者

３　前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
一　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
二　年額１，３００，０００円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第３２条　扶養手当の月額は、第３１条第２項第１号に該当する扶養親族については１３，０００円、同項第２号から第５号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については１１，０００円）とする。

２　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第３３条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長等に届け出なければならない。
一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第３１条第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
三　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
四　扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

２　前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（確認及び決定）

第３４条　理事長等は、第３３条第２項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
２　理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
３　理事長等は、第１項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）
第３５条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第３３条第１項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
２　扶養手当は、これを受けている職員に更に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第３３条第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（事後の確認）
第３６条　理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第３１条第２項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるか

どうかを随時確認するものとする。この場合においては、第３４条第３項の規定を準用する。

第２節　住居手当

（住居手当）

第３７条　住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第１３条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）

二　第５２条又は第５４条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第３８条　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一　前条第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

二　前条第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第３９条　新たに第３７条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第４０条　理事長等は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第３７条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第４１条　第３９条第１項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合　その支払額の１００分の４０に相当する額

二　居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合　その支払額の１００分の９０に相当する額

（支給の始期及び終期）

第４２条　住居手当の支給は、職員が新たに第３７条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第３９条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第４３条　理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員が第３７条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第３節　通勤手当

（通勤手当）

第４４条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一　通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）

のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車その他次に掲げるもの（地域医療機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ　自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ　自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

四　前３号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ　住居が離島にある職員

ロ　労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第４５条　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　前条第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

三　前条第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ､前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは､その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

２　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、そ

の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２０，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、２０，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、２０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

３　前項の規定は、給与法第６条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは国立高度専門医療研究センターその他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

４　前条第１号又は第３号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　橋等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　同号に定める額を負担しないものとした場合における前３項の規定による額

（届出）

第４６条　職員は、新たに第４４条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。
２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。
一　事業場を異にして異動した場合
二　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）
第４７条　理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第４４条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
２　理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）
第４８条　通勤手当の支給は、職員に新たに第４４条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第４６条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
２　通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
３　新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第４４条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第４５条の規定による支給額の改定を行うものとする。
４　通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
５　第４４条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給

しない。
６　出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人地域医療機能推進機構旅費規程（平成２６年規程第３８号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
７　第４５条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）
第４９条　通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）
第５０条　理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第４４条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）
第５１条　この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

第４節　単身赴任手当

（単身赴任手当）
第５２条　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。
２　前項及び第５４条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
一　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
二　配偶者が学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校その他の

教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三　配偶者が引き続き就業すること。

四　配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五　配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

３　第１項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　理事長の定めるところにより算定した通勤距離が６０キロメートル以上であること。

二　前号と同様に算定した通勤距離が６０キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第５３条　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が１００キロメートル以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第３項に定める額を加算した額）とする。

２　前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

３　第１項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　１００キロメートル以上３００キロメートル未満　８，０００円

二　３００キロメートル以上５００キロメートル未満　１６，０００円

三　５００キロメートル以上７００キロメートル未満　２４，０００円

四　７００キロメートル以上９００キロメートル未満　３２，０００円

五　９００キロメートル以上１，１００キロメートル未満　４０，０００円

六　１，１００キロメートル以上１，３００キロメートル未満　４６，０００円

七　１，３００キロメートル以上１，５００キロメートル未満　５２，０００円

八　１，５００キロメートル以上２，０００キロメートル未満　５８，０００円

九　２，０００キロメートル以上２，５００キロメートル未満　６４，０００円

十　２，５００キロメートル以上　７０，０００円

（権衡職員の範囲等）

第５４条　給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表の適用を受ける職員と

なった者に限る。）その他第５２条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前２条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一　就業規則第７７条第１項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ　その他満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業

場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第７７条第１項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ　配偶者が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ　その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七　第２号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八　その他第５２条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

２　職員の配偶者が単身赴任手当又は国､地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第５２条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第５５条　新たに第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するに至った

職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第５６条　理事長等は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第５７条　単身赴任手当の支給は、職員が新たに第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第５２条又は第５４条第１項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第５５条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第５８条　理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

２　理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第５節　地域手当

（地域手当）

第５９条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第１５に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下、この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下、この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下、この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一　１級地　１００分の２０

二　２級地　１００分の１６

三　３級地　１００分の１５

四　４級地　１００分の１２

五　５級地　１００分の１０

六　６級地　１００分の６

七　７級地　１００分の３

３　支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第１５に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

４　支給割合が１００分の１６以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第２項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１６を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

５　支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前４項の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間（第２号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から１年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から２年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

６　給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が１００分の１８の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前２年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一　人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二　対象期間に人事院規則９－４９（地域手当）第２条に規定する地域において勤務していた者（適用日前２年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

７　地域手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第５節の２　広域異動手当

（広域異動手当）

第５９条の２　職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて

得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一　３００キロメートル以上　１００分の１０

二　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

2　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3　人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第８９条第３号、第４号又は第８号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあった職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　人事交流等職員が職員となった日以前３年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第１項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二　準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があった日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第１項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があった日から３年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4　前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第１項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第２項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一　人事交流等職員　職員となった日

二　準異動職員　　準異動等があった日

５　第２項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第１項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

６　前五項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前五項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前五項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第６節　寒冷地手当

（寒冷地手当）

第６０条　職員のうち、毎年１１月から翌年３月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第１６に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

（支給額）

第６１条　前条第１号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
１級地	２６，３８０円	１４，５８０円	１０，３４０円
２級地	２３，３６０円	１３，０６０円	８，８００円
３級地	２２，５４０円	１２，８６０円	８，６００円
４級地	１７，８００円	１０，２００円	７，３６０円

備考１　「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
一　扶養親族を有する者
二　扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者
２　この条において「扶養親族」とは、第３１条第２項に規定する扶養親族であって、かつ、第３３条の規定による届出がなされているものをいう。
３　新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第３３条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から１５日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

２　次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
一　第８７条第２項、第３項又は第５項の規定により給与の支給を受ける職員　前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第２項、第３項又は第５項の規定による割合を乗じて得た額
二　第９７条の規定の適用を受ける職員　前項の規定による額からその半額を減じた額
三　前２号に掲げるもののほか、次に掲げる職員　零
イ　就業規則第８９条第２号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
ロ　就業規則第８９条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第８６条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
ハ　就業規則第９９条の規定により停職にされている職員
ニ　就業規則第３０条ただし書の許可を受けている職員
ホ　自己啓発等休業職員
ヘ　就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員
３　支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前２項の規定にかかわらず、第１項の規定による額を第４条第５項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
一　基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
二　基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
三　基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
四　基準日において前項第１号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第８７条第２項、第３

項又は第５項の規定による割合が変更された場合

４　第１項の表に掲げる地域の区分は、別表第１６のとおりとする。

第７節　役職手当

（役職手当）

第６２条　役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

２　前項の職員は、別表第１７に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

３　役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

４　役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

５　役職手当の支給は、第４条の規定を準用する。

６　役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第８節　特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第６３条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一　夜間看護等手当

二　救急医療体制等確保手当

三　特殊業務手当

四　時間外手術等従事手当

（夜間看護等手当）

第６４条　夜間看護等手当は、職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、その勤務１回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分	職種の区分		
	医師又は歯科医師	保健師、助産師、看護師又は准看護師	その他の職種

その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合（休憩時間を控除しない）		９，９００円	８，６００円	６，０００円
その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合（休憩時間を控除する）	深夜における勤務時間が４時間以上である場合	４，８００円	４，２００円	２，９００円
	深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満である場合	４，３００円	３，５００円	２，６００円
	深夜における勤務時間が２時間未満である場合	２，９００円	２，４００円	１，８００円

（救急医療体制等確保手当）

第６５条　救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第６項に規定する業務に従事した場合（第５項及び第７項において準用する場合を含む。）に支給する。

２　次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第４項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる１時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数１回につき、次項に定める額を支給する。

一　所在する地域において第３次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの

二　所在する地域において第２次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの

三　前２号に準ずるものとして理事長が定めるもの

３　前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

一　第２号及び第３号に掲げる場合以外の場合　６，０００円（診療業務に従事した時間が４時間未満の場合は３，０００円）

二　次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。）　１２，０００円（診療業務に従事した時間が４時間未満の場合は６，０００円）

イ　前項第１号に該当する病院において、第３次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの

ロ　前項第２号に該当する病院において、第２次救急医療に応需するための業務と

して理事長が定めるもの

三　前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第２号に掲げる時間帯のものに限る。）が８時間以上の場合　１８，０００円

４　第２項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに１回とする。

一　休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前８時３０分から午後５時１５分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯

二　午後５時１５分(診療時間の終了時刻が午後５時１５分より後の場合は当該時刻)から翌日午前８時３０分（診療時間の開始時刻が午前８時３０分より前の場合は当該時刻）までの間

５　第７３条第２項に規定する救急呼出（同条第３項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第２項に規定する診療業務に従事した場合は、前３項の規定を準用する。

６　医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数１回につき、１０，０００円を支給する。

７　前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

第６６条　特殊業務手当は、別表第１８に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

２　前項の手当の額は、１月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

３　特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

４　特殊業務手当の支給は、第４条の規定を準用する。

（時間外手術等従事手当）

第６６条の２　理事長が示す要件に該当する病院において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は、診療報酬点数１，０００点以上の処置（以下「手術等」という。）を実施した医師（１件の手術等において複数の医師が実施した場合には、すべての医師）に対して支給する。

２　前項の手当の額は、手術等１件につき１，０００円とする。

３　前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第９節　附加職務手当

（附加職務手当）

第６７条　附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（「本務」という。）以外の所属長（就業規則第５条の所属長をいう。）の命令により特に附加された職務（「附加職務」という。）のうち、地方公共団体等の要請等による診

療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第１０節　超過勤務手当等

（超過勤務手当）

第６８条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第６項を除き適用しない。

２　超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第３号及び第４号に該当する場合を除く。）　１００分の１２５

二　前号に掲げる勤務以外の勤務（第３号及び第４号に該当する場合を除く。）　１００分の１３５

三　第４項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）

イ　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務　１００分の１２５

ロ　前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５

四　第５項に規定する勤務　１００分の１５０

３　前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じた額を前項の額に加えて支給する。

４　第２項第３号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第３６条第２項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

５　第２項第４号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について６０時間を超えることとなる勤務とする。

ただし、就業規則第４６条に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。

６　役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第３項に該当する勤務に限り、第４項及び第５項を除き本条を準用する。

（休日給）

第６９条　就業規則第４２条に規定する祝日法による祝日（就業規則第４３条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規則第４２条に規定する年末年始の休日（就業規則第４３条の規定により代休日を指

定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第７０条　正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当りの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する。

第１１節　宿日直等手当

第７１条　宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

一　宿日直手当

二　救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第７２条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

一　医師の宿日直勤務　２１，０００円

二　医師以外の宿日直勤務　６，１００円

２　前項の勤務は、第６８条から第７０条までの勤務には含まれないものとする。

３　第１項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

（救急呼出待機手当）

第７３条　理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（次の各号に掲げる職員に限る。）には、その待機１回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

一　副院長等基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員　５，０００円

二　医療職基本給表の適用を受ける職員（第１号に掲げる者を除く。）　２，０００円

三　前２号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（理事長が定め

るものに限る。）　２，０００円

２　前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による休日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

３　時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第１項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第１２節　医師等派遣手当

（医師等派遣手当）

第７４条　医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

一　医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき

二　助産師、看護師又は薬剤師である職員が、在勤する病院から、第３項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務、看護業務又は薬剤業務に従事したとき

三　保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものである職員が、在勤する病院から、第３項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、保健業務、看護業務、診療放射線業務、診療エックス線業務、臨床検査業務、衛生検査業務、栄養業務、臨床工学業務、理学療法業務、作業療法業務、視能訓練業務、言語聴覚業務、救急救命業務、歯科衛生業務、歯科技工業務、あん摩マッサージ指圧業務、心理療法業務及び理事長が定めるものの業務に従事したとき

２　前項第１号の要件は、次の各号に掲げるものとする。

一　当該病院の医師の数が、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第２１条第１項第１号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合

二　医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合

三　前２号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）

３　第１項第２号及び第３号の要件は、当該病院の助産師、看護師、薬剤師、保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものの確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。

４　第１項の手当の額は、業務に従事した日１日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第２項第１号又は第２号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合　２０，０００円

二　第２項第３号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合　１０，０００円

三　前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合

イ　助産師及び看護師　４，０００円

ロ　薬剤師　７，０００円

ハ　保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるもの　４，０００円

５　前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第１３節　役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第７５条　役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第３９条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（深夜に勤務した場合を除く。）

二　役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、第７３条第１項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ　宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ　第７３条による救急呼出により勤務した場合

ハ　イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

２　前項の手当の額は、勤務１回につき、次に掲げる区分に応じ定める額とする。

一　副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区　　分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	１５，５００円（２３，２５０円）
	二種	１４，０００円（２１，０００円）
	三種	１２，５００円（１８，７５０円）

二　一以外の職員

区　　分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	１２，０００円（１８，０００円）
	二種	１０，０００円（１５，０００円）
	三種	８，５００円（１２，７５０円）
	四種	７，０００円（１０，５００円）
	五種	６，０００円（９，０００円）

第１４節　業績手当

（業績手当）

第７６条　業績手当は、地域医療機構及び職員の業績に応じて支給する。

２　業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第１号及び第２号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

一　基礎的支給部分

二　業績反映部分

三　年度末賞与

（基礎的支給部分）

第７７条　基礎的支給部分は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第８０条まで及び第９０条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第６条第５項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８２条第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第８７条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二　業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の

適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ　給与法の適用を受ける職員

ロ　検察官

ハ　特別職に属する国家公務員

ニ　公庫・公団等職員

ホ　地方公務員

ヘ　行政執行法人職員

２　基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、１００分の１２０を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、１００分の１００を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月末満　１００分の３０

３　再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の５７．５」とする。

４　第２項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

５　事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長及び係主任以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に１００分の２５を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第７８条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１００条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０１条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８２条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四　次条第１項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第７９条　理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第１０５条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第８０条　業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第８７条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第６８条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（４月１日から９月３０日までの期間及び１０月１日から３月３１日までの期間とする。）の業績及び基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第６条第５項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８２条第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第８６条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第６８条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二　業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する

手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ　給与法の適用を受ける職員

ロ　検察官

ハ　特別職に属する国家公務員

ニ　公庫・公団等職員

ホ　地方公務員

ヘ　行政執行法人職員

2　業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第３号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１２０を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第４号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１００を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に６月に支給する場合においては１００分の５２、１２月に支給する場合においては１００分の６３を乗じて得た額の総額

四　前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に６月に支給する場合においては１００分の４２、１２月に支給する場合においては１００分の５３を乗じて得た額の総額

3　前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4　各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第２項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5　第７７条第５項の規定は、第２項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第８０条第３項」と読み替えるものとする。

6　前２条の規定は、第１項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この

場合において、第７８条中「前条第１項」とあるのは「第８０条第１項」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

第８１条　年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の経常収支が良好な病院に、３月３１日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第８７条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６５条の規定により育児休業をしている職員のうち当該年度の４月１日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６８条の規定により介護休業をしている職員のうち当該年度の４月１日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、第６条第６項に定める支給日に支給する。当該病院に基準日に併任されている職員(当該病院における勤務時間が１週間あたり３０時間以上の者(前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

２　年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の経常収支及び当該年度末の短期借入金の残高の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

３　次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１００条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０１条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８２条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ　禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

ロ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関

する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第１５節　医師手当

（医師手当）

第８２条　医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

２　医師手当の支給は、第４条の規定を準用する。

（支給額）

第８３条　医師手当は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

一　医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職

二　医療職基本給表（一）以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）

２　医師手当は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第１９に定める医師手当支給種別区分表による。

一　一種から五種　前項第１号に該当する職

二　六種　前項第２号に該当する職

３　医師手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を１年度とし、その後年度を迎えるごとに１を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第２０に定める医師手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。

４　前項により支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第２号の額が第１号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第２号の額から第１号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

一　併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第２０の額

二　併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第２０の額

５　医師の欠員の補充を促進するために、第２項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

第１６節　医療専門資格手当

（医療専門資格手当）

第８３条の２　医療専門資格手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各

号に定める額を支給する。

一　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第３７条の２第２項第４号に規定する特定行為研修を修了し、保健師助産師看護師法第３７条の２第２項第１号に規定する特定行為を行う助産師又は看護師（看護部長及び副看護部長を除く。以下、この項において「看護師等」という。）　３，０００円（ただし、理事長が別に定める場合は、５，０００円。なお、第２号及び第３号に規定する者にあっては、それぞれ同号に掲げる額を加算した額）

二　公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者　５，０００円

三　公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者　３，０００円

四　一般社団法人日本医療薬学会によるがん専門薬剤師の認定を受けている薬剤師（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）で、その当該認定に係る専門領域の薬剤業務に従事する者　３，０００円

２　医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には医療専門資格手当は支給しない。

３　医療専門資格手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第１７節　診療看護師手当

（診療看護師手当）

第８３条の３　診療看護師手当は、理事長が認める資格認定を受け、当該分野の業務に従事した看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に対して支給する。

２　前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　看護師長又は副看護師長、助産師若しくは看護師（次号に該当する場合を除く。）　５，０００円

二　副看護師長、助産師又は看護師（理事長が別に定める場合）４０，０００円

３　診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には診療看護師手当は支給しない。

４　診療看護師手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第４章　給与の特例等

（再雇用職員の給与）

第８４条　第３１条から第４３条まで、第５９条第４項から第６項まで、第６０条、第６１条、第８２条及び第８３条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員の給与）

第８５条　第３１条から第４３条まで、第５２条から第５８条まで、第６０条、第６１条及び第８１条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

２　任期付短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員については、第４５条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の２分の１の額とする。

３　任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第６２条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

４　任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第６６条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

５　任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第６８条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額とする。

６　任期付短時間勤務職員における第６８条第２項第３号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第３６条第２項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

７　任期付短時間勤務職員における第６８条第２項第４号に規定する勤務は第５項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について６０時間を超えることとなる勤務とする。

８　任期付短時間勤務職員の医師手当の額は、第８３条第３項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

９　任期付短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第８３条の２第３項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

１０　任期付短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第８３条の３第４項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第８６条　職員が勤務しないときは、就業規則第３９条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第８７条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第８９条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第７６条による休業補償及び労災法第１４条によ

る休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり就業規則第８９条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ１００分の８０を支給する。

３　職員が前２項以外の心身の故障により就業規則第８９条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ１００分の８０を支給する。

４　職員が就業規則第８９条第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給する。

５　職員が就業規則第８９条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。

一　就業規則第８９条第３号から第６号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。）　１００分の７０以内

二　就業規則第８９条第６号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき　１００分の１００以内

三　就業規則第８９条第９号の規定に該当して休職にされた場合　１００分の１００以内

６　就業規則第８９条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

７　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第７７条第１項又は第２６条第８項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８２条第１号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第６条第５項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第７８条及び第７９条又は第２７条及び第２８条の規定を準用する。この場合において、第７８条中「前条第１項」及び第２７条中「前条第８項」とあるのは、「第８７条第７項」と読み替えるものとする。

９　第２項から第５項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の２分の１の期間を除算した期間

とする。ただし、就業規則第８９条第３号から第５号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

１０　第２項から第５項までの規定による基本給又は月例年俸、地域手当及び広域異動手当の月額に１円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第８８条　就業規則第８９条第８項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ１００分の１００以内で理事長が決定した額を支給することができる。

２　派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

３　第６条第８項の規定にかかわらず、第１項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

４　派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第８９条　就業規則第６５条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

２　第７７条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

３　前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一　就業規則第６５条の規定により育児休業をしていた期間の２分の１の期間

二　停職者及び専従休職者として在職した期間

三　休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）

４　育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の１００分の１００に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第９２条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第９０条　就業規則第６６条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第１２条から第１６条までの規定にかかわらず、第１２条から第１６条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第４条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

３　育児短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員については、第４５条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の２分の１の額とする。

４　育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第６２条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

５　育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第６６条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

６　育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第６８条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額とする。

７　育児短時間勤務職員における第６８条第２項第３号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第３６条第２項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

８　育児短時間勤務職員における第６８条第２項第４号に規定する勤務は第５項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について６０時間を超えることとなる勤務とする。

９　育児短時間勤務職員の医師手当の額は、第８３条第３項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

１０　育児短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第８３条の２第３項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

１１　育児短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第８３条の３第４項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

１２　育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第１項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第１２条から第１６条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

１３　育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第１項の規定

にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第１２条から第１６条までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

１４　育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

第９１条　就業規則第６７条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取り扱い）

第９１条の２　就業規則第６８条の２の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

第９２条　就業規則第８９条の規定により休職にされ、若しくは同規則第３０条により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第６５条、第６８条若しくは第６９条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休　職　等　の　期　間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職の期間	３分の３以下

派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	３分の２以下
介護休業の期間	２分の１以下
結核性疾患による休職(休暇)	２分の１以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	３分の１以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	３分の３以下
育児休業をした期間	１００分の１００以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間） （上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	１００分の１００以下 １００分の５０以下

２　派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。

３　前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。

一　学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査､研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）

二　国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）

三　法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

四　育児休業の承認を受けた場合

五　自己啓発等休業の承認を受けた場合

六　日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの

要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合

４　派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

（介護休業期間における給与の取り扱い）

第９３条　職員が就業規則第６８条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

２　承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取り扱い）

第９４条　職員が就業規則第３０条及び第３１条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

２　許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取り扱い）

第９５条　職員が就業規則第２９条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業務手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（自己啓発等休業における給与の取り扱い）

第９６条　職員が就業規則第６９条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

２　自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（基本給の半減）

第９７条　第８６条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給

又は月例給の半額を減ずる。

2　前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一　伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二　精神障害のため業務につかせることが著しく不適当と認められるもの

3　第１項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（１日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第３９条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（１日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人地域医療機能推進機構職員勤務時間等規程（平成２６年規程第２１号）第２１条に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一　生理日の就業が著しく困難な場合

二　業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三　独立行政法人地域医療機能推進機構安全衛生管理規程(平成２６年規程第４９号。以下「安全衛生管理規程」という。）第２５条の規定により安全衛生管理規程別表第５に規定する生活規制の面Ｂの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Ｂへの指導区分の変更を受け、同条第３項の事後措置を受けた場合

4　一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日（１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5　一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6　前２項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7　月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第３９条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第５章　規程の実施

（規程の実施）
第９８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第７６号）

（施行期日）
この規程は、平成２６年９月１日から施行し、改正後の第７２条第３項及第７４条第５項の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年規程第８７号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成２６年１２月１日から施行し、改正後の第４５条第１項第２号、第８０条第２項の規定、別表第１から別表第６及び別表第１２は、平成２６年４月１日から適用する。

（平成２７年３月３１日までの間における昇給に関する特例）
第２条　平成２６年前期の評価期間の全部を良好な成績で勤務した職員（５５歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員は除く。）の昇給の号俸数は、３号俸（医療職（二）基本給表、医療職（三）基本給表、事務職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が６級以上であるもの並びに教育職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が３級の職員にあっては、２号俸）とすることを標準として、平成２７年１月１日の昇給を１号俸抑制する。

（業績反映部分に関する特例）
第３条　第８０条第２項の取り扱いについて、平成２６年１２月支給分は、同条同項第１号の「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０２．５」と、同条同項第２号の「１００分の７５」とあるのは「１００分の８２．５」と読み替えるものとする。

附　則（平成２６年規程第９２号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第３号）

（施行期日）
この規程は、平成２７年３月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第８号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）
第２条　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置）
第３条　切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
２　切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前２項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による基本給又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給等として支給する。
３　切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前２項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第４条　前条の規定により基本給等が支給される職員については、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年規程第８号）附則第３条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年規程第８号）附則第３条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（地域手当に関する経過措置）

第５条　この規程の施行の際現に職員給与規程第５９条第５項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第５９条第１項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第５項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第８号）による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合」とする。

附　則（平成２７年規程第２４号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年７月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年規程第２６号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第４４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

（業績反映部分に関する特例）

第２条　第８０条第２項の取り扱いについて、平成２７年１２月支給分は、同条同項第１号の「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、同条同項第２号の「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、同条同項第３号の「１００分の４７．５」とあるのは「１００分の５０」と、同条同項第４号の「１００分の３７．５」とあるのは「１００分の４０」と読み替えるものとする。

附　則（平成２８年規程第４号）

（施行期日）

この規程は、平成２８年３月１日から施行し、平成２７年１２月１日から適用する。

附　則（平成２８年規程第１５号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（広域異動手当に関する経過措置）

第２条　切替日前に職員が在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第５９条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

附　則（平成２９年規程第４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２９年１月１日から施行し、改正後の第８０条第２項の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（業績反映部分に関する特例）

第２条　第８０条第２項の取り扱いについて、平成２８年１２月支給分は、同条同項第１号の「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」と、同条同項第２号の「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、同条同項第３号の「１００分の５０」とあるのは「１００分の５２．５」と、同条同項第４号の「１００分の４０」とあるのは「１００分の４２．５」と読み替えるものとする。

附　則（平成２９年規程第２０号）

（施行期日）

この規程は、平成２９年３月１日から施行し、平成２９年１月１日から適用する。

附　則（平成２９年規程第２４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第２条　平成２９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日に福祉職基本給表を適用されていた職員のうち介護福祉士及び介護支援専門員が、基本給表切り替えにより

介護福祉職基本給表適用の職員（以下「切替職員」という。）となった場合の切替日における職務の級は、同級同号俸とする。

２　前項による切替職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる者には、平成３４年３月３１日までの間、切替日と切替日前日に受けていた基本給月額の差額（以下「現給保障額」という。）を下表の換算率により基本給として支給する。（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

ただし、切替後の基本給月額と現給保障額の合計額が、昇給等により切替日前日に受けていた基本給月額を超えた場合は、超えるまでの額を現給保障して支給する。

経過措置の期間	現給保障の換算率
平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日	５分の５
平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日	５分の４
平成３１年４月１日～平成３２年３月３１日	５分の３
平成３２年４月１日～平成３３年３月３１日	５分の２
平成３３年４月１日～平成３４年３月３１日	５分の１

附　則（平成２９年規程第６２号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。ただし、附則第３条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（平成２９年１２月に支給する業績手当の特例）

第２条　平成２９年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第８０条第２項第１号中「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、同項第３号中「１００分の５２．５」とあるのは「１００分の５５」と、同項第４号中「１００分の４２．５」とあるのは「１００分の４５」と読み替えて適用するものとする。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

第３条　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成２７年１月１日において改正前の職員給与規程第１５条及び平成２７年４月１日において同規程第２３条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

２　育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあ

るのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
３　任期付短時間勤務職員に対する第１項の規定の適用については、第１項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附　則（平成３０年規程第８号）

（施行期日）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第３３号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。

（平成３０年１２月に支給する業績手当の特例）
第２条　平成３０年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第８０条第２項第１号中「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、同項第３号中「１００分の５２．５」とあるのは「１００分の５７．５」と、同項第４号中「１００分の４２．５」とあるのは「１００分の４７．５」と読み替えて適用するものとする。

（診療情報管理職基本給表の切替）
第３条　平成３１年４月１日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。
２　前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。
３　前２項により基本給月額を定めた場合の第１５条の適用については、「（第１３条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第１３条の規定により昇格した職員又は附則第２条第１項及び第２項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成３１年４月１日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。
４　育児短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるの

は、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

５　任期付短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

附　則（令和元年規程第２２号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和元年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

（令和元年１２月に支給する業績手当の特例）

第２条　令和元年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第８０条第２項第１号中「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」と、同項第２号中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と読み替えて適用するものとする。

（医師事務作業補助職基本給表の切替）

第３条　令和２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の級が事務職基本給表又は療養介助職基本給表（以下「事務職基本給表等」という。）の１級である職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表等の号俸と同じ号俸とする。ただし、切替日の前日において事務職基本給表の１級１４９号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸は、医師事務作業補助職基本給表の１４９号俸とする。

２　切替日の前日において、事務職基本給表等の１級である職員以外の職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

（住居手当に関する経過措置）

第４条　第２条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第３７条及び第３８条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行

日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の職員給与規程第３７条及び第３８条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

一　第２条の規定による改正後の職員給与規程第３７条各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二　旧手当額から第２条の規定による改正後の職員給与規程第３８条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

附　則（令和２年規程第２３号）

（施行期日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年３月３１日から施行する。

附　則（令和２年規程第３９号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和２年５月２２日から施行し、令和２年４月８日から理事長が定める日まで適用する。

（特殊勤務手当の特例）

第２条　独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（平成２６年４月１日規程第３３号。以下「職員給与規程」という。）第６３条第２項に規定する特殊勤務手当に関わらず、新型コロナウイルス感染症患者等に係る対応業務に専ら従事することを命ぜられた職員には、その業務に従事した日１日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一　新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟内若しくは病室内での業務　日額４，０００円

二　帰国者・接触者外来での業務　日額４，０００円

三　前号に規定する外来に準じて、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を想定した診療を専ら実施している外来での業務　日額２，０００円（ただし、理事長が別に定める場合は日額４，０００円）

２　前項に規定する特殊勤務手当の特例については、職員給与規程第６条第３項の規定に準じて支給する。

第３条　前条の規定にかかわらず、令和２年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受

入医療機関緊急支援事業補助金の交付の対象となる病院であって、当該補助金を申請した病院において、新型コロナウイルス感染症患者等に係る対応業務に専ら従事することを命ぜられた職員には、その業務に従事した日１日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一　新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟内若しくは病室内での業務　日額１０，０００円

二　帰国者・接触者外来での業務　日額１０，０００円

三　前号に規定する外来に準じて、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を想定した診療を専ら実施している外来での業務　日額１０，０００円

附　則（令和２年規程第４２号）

（施行期日）

この規程は、令和２年６月１５日から施行する。

附　則（令和２年規程第４９号）

（施行期日）

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第５４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

（令和２年１２月に支給する業績手当の特例）

第２条　令和２年１２月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、職員給与規程第７７条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２５」と、同項中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０５」と読み替えて適用するものとする。

第３条　令和２年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第８０条第２項第１号中「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１２０」と、同項第２号中「１００分の９５」とあるのは「１００分の１００」と、同項第３号中「１００分の６０．５」とあるのは「１００分の６３」と、同項第４号中「１００分の５０．５」とあるのは「１００分の５３」と読み替えて適用するものとする。

（経過措置）

第４条　この規程による改正前の職員給与規程第６条の規定については、この規程によ

る改正後の職員給与規程第６条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和３年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

附　則（令和３年規程第２号）

（施行期日等）

この規程は、令和３年１月２７日から施行し、令和２年１２月２５日から令和３年３月３１日まで適用する。

附　則（令和３年規程第３１号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和３年４月２３日から施行し、令和３年４月１日から理事長が定める日まで適用する。

第２条　附則（令和２年規程第３９号）第２条の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３１条の４第１項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する病院、または第３２条第１項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に所在する病院であって､新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間、または新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に限り、新型コロナウイルス感染症患者等に係る対応業務に専ら従事することを命ぜられた職員には、その業務に従事した日１日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一　新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟内若しくは病室内での業務　日額１０，０００円

二　帰国者・接触者外来での業務　日額１０，０００円

三　前号に規定する外来に準じて、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を想定した診療を専ら実施している外来での業務　日額１０，０００円

附　則（令和３年規程第３６号）

（施行期日）

この規程は、令和３年９月３０日から施行する。

附　則（令和４年規程第２号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和４年２月１０日から施行し、令和４年２月１日から理事長が定める日まで適用する。

（処遇改善手当）

第２条　処遇改善手当の適用を受ける職員は、令和３年度看護職員等処遇改善事業補助金、令和３年度介護職員処遇改善支援補助金及び令和３年度保育士等処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる病院（看護学校を除く附属施設を含む。）に勤務する職員であって、当該補助金の実施要綱等に定める処遇改善の対象者及び処遇改善の対象とすることができるコメディカルであって、所属長が別に定める職員とする。

２　前項の手当の額は、当該補助金の範囲内で、又は当該補助金から算定される額を基準として、所属長が別に定める額とする。

３　処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。

４　処遇改善手当の支給は、本則第４条の規定を準用する。

附　則（令和４年規程第２１号）

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第４４号）

（施行期日）

この規程は、令和４年６月１６日から施行する。

附　則（令和４年規程第５５号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

（処遇改善手当）

第２条　処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

２　処遇改善手当の月額は､理事長が別に定める額の範囲内で所属長が定める額とする。

３　処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。

４　処遇改善手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第３条　処遇改善手当が支給される職員の第２条第４項、第６条第２項の適用について

は、「医療専門資格手当及び診療看護師手当」とあるのは、「医療専門資格手当、診療看護師手当及び処遇改善手当」と読み替えるものとする。

２　処遇改善手当が支給される職員の第９条の適用については、「医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額」とあるのは、「医療専門資格手当の月額、診療看護師手当の月額及び処遇改善手当の月額」と読み替えるものとする。

附　則（令和４年規程第６０号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

（臨時特別賞与）

第２条　第７６条に規定する業績手当の特例として、令和４年４月１日から令和４年１２月１日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和４年１２月１日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。

２　臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
６箇月２日以上	１００分の１００
４箇月２日以上６箇月２日未満	１００分の８０
２箇月２日以上４箇月２日未満	１００分の６０
２箇月２日未満	１００分の４０

３　前項の支給定額は、１５０，０００円とする。

４　臨時特別賞与は、令和４年１２月９日（以下「支給日」という。）に支給する。

５　次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一　基準日から支給日の前日までの間に就業規則第１００条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０１条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二　基準日から支給日の前日までの間に就業規則第８２条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者

ロ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴

に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、地域医療機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

６　前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（令和４年規程第６７号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

（令和４年１２月に支給する業績手当の特例）

第２条　令和４年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第８０条第２項第１号中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」と、同項第２号中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、同項３号中「１００分の６３」とあるのは「１００分の６５．５」と、同項第４号中「１００分の５３」とあるのは「１００分の５５．５」と読み替えて適用するものとする。

附　則（令和５年規程第１３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１　医療職基本給表（第１１条第１項第１号関係）

イ　医療職基本給表（一）

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	254,300	61	461,300	121	524,400	1	355,600	61	530,300
2	258,800	62	463,500	122	524,800	2	360,000	62	532,300
3	263,500	63	465,500	123	525,200	3	364,100	63	534,400
4	268,200	64	467,600	124	525,600	4	368,400	64	536,500
5	272,600	65	469,700	125	526,100	5	372,500	65	538,600
6	277,300	66	471,900	126	526,500	6	376,900	66	540,400
7	281,900	67	474,000	127	526,900	7	381,000	67	541,900
8	286,500	68	476,100	128	527,300	8	385,500	68	543,700
9	291,200	69	478,000	129	527,800	9	389,800	69	544,900
10	295,700	70	480,100	130	528,200	10	394,200	70	546,700
11	300,200	71	482,200	131	528,600	11	398,100	71	548,300
12	304,800	72	484,300	132	529,000	12	402,500	72	550,000
13	309,100	73	486,300	133	529,500	13	406,700	73	551,200
14	313,600	74	487,700			14	409,800	74	552,500
15	318,000	75	489,200	再雇用職員	296,200	15	413,100	75	553,500
16	322,400	76	490,700			16	416,400	76	554,500
17	326,700	77	492,200			17	419,600	77	555,600
18	331,000	78	493,600			18	422,800	78	556,700
19	335,300	79	494,800			19	425,600	79	557,800
20	339,700	80	496,000			20	428,600	80	558,900
21	343,800	81	497,000			21	431,600	81	560,000
22	348,100	82	498,200			22	434,300	82	561,200
23	352,100	83	499,200			23	436,700	83	562,200
24	356,100	84	500,200			24	438,900	84	563,300
25	360,600	85	501,100			25	441,400	85	564,500
26	364,200	86	502,100			26	444,400	86	565,400
27	367,800	87	502,900			27	447,300	87	566,400
28	371,200	88	503,600			28	450,300	88	567,500
29	374,500	89	504,200			29	453,200	89	568,500
30	377,900	90	505,200			30	456,200	90	569,500
31	381,200	91	506,100			31	458,900	91	570,500
32	384,800	92	507,000			32	461,900	92	571,400
33	388,600	93	507,600			33	464,300	93	572,400
34	392,700	94	508,500			34	467,000	94	573,100
35	396,200	95	509,400			35	469,500	95	573,800
36	400,400	96	510,300			36	472,200	96	574,500
37	404,300	97	510,900			37	474,000	97	575,200
38	407,500	98	511,900			38	476,700	98	575,800
39	410,200	99	512,600			39	479,300	99	576,400
40	413,100	100	513,500			40	481,900	100	577,000
41	416,000	101	514,200			41	484,300	101	577,600
42	418,400	102	515,000			42	487,100	102	578,100
43	420,400	103	515,600			43	489,500	103	578,500
44	422,500	104	516,400			44	492,100	104	579,000
45	424,700	105	517,100			45	494,400	105	579,500
46	427,300	106	517,800			46	497,000	106	580,100
47	429,900	107	518,100			47	499,400	107	580,600
48	432,500	108	518,600			48	501,800	108	581,200
49	435,200	109	519,100			49	503,900	109	581,600
50	437,600	110	519,600			50	506,500	110	582,100
51	439,900	111	520,100			51	508,900	111	582,700
52	442,300	112	520,400			52	511,400	112	583,200
53	444,200	113	520,900			53	513,600	113	583,700
54	446,600	114	521,400			54	515,900		
55	448,500	115	521,800			55	517,900	再雇用職員	338,600
56	450,700	116	522,200			56	520,000		
57	452,900	117	522,600			57	521,900		
58	455,100	118	523,100			58	524,000		
59	457,300	119	523,500			59	526,100		
60	459,400	120	523,900			60	528,200		

ロ　医療職基本給表（二）

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	155,100	61	247,800	121	276,800	1	226,800	61	308,200
2	156,500	62	248,700	122	277,000	2	228,400	62	309,400
3	157,900	63	249,600	123	277,200	3	230,000	63	310,700
4	159,300	64	250,400	124	277,400	4	231,600	64	311,900
5	160,500	65	251,500	125	277,600	5	233,000	65	313,300
6	162,300	66	252,800	126	277,800	6	234,600	66	314,100
7	164,000	67	254,100	127	278,000	7	236,100	67	314,900
8	165,600	68	255,300	128	278,100	8	237,700	68	315,700
9	167,200	69	256,800	129	278,300	9	238,600	69	316,300
10	168,900	70	258,200	130	278,500	10	240,000	70	317,000
11	170,500	71	259,400	131	278,600	11	241,400	71	317,700
12	172,300	72	260,600	132	278,800	12	242,500	72	318,300
13	173,700	73	261,500	133	279,000	13	244,000	73	319,000
14	175,500	74	262,000	134	279,100	14	245,300	74	319,200
15	177,400	75	262,500	135	279,200	15	246,500	75	319,800
16	179,200	76	262,800	136	279,400	16	247,800	76	320,400
17	181,100	77	263,100	137	279,500	17	248,600	77	321,000
18	183,500	78	263,600	138	279,700	18	249,800	78	321,500
19	186,200	79	264,000	139	279,800	19	250,900	79	322,000
20	188,900	80	264,400	140	280,000	20	252,000	80	322,500
21	191,500	81	264,900	141	280,100	21	253,400	81	323,100
22	193,100	82	265,200	142	280,300	22	254,200	82	323,600
23	194,700	83	265,500	143	280,400	23	255,100	83	324,000
24	196,300	84	265,800	144	280,600	24	256,000	84	324,500
25	197,800	85	266,000	145	280,700	25	257,000	85	325,000
26	199,300	86	266,400	146	280,800	26	258,100	86	325,400
27	200,900	87	266,700	147	280,900	27	259,200	87	325,600
28	202,400	88	267,100	148	281,100	28	260,400	88	326,000
29	204,000	89	267,400	149	281,200	29	261,800	89	326,400
30	205,700	90	267,800	150	281,300	30	263,400	90	326,800
31	207,300	91	268,200	151	281,400	31	265,000	91	327,200
32	209,000	92	268,600	152	281,500	32	266,500	92	327,600
33	210,400	93	268,800	153	281,600	33	267,800	93	327,900
34	212,000	94	269,200			34	269,500	94	328,100
35	213,600	95	269,600	再雇用職員	215,300	35	271,100	95	328,500
36	215,200	96	270,000			36	272,700	96	328,800
37	216,600	97	270,400			37	274,100	97	329,000
38	218,200	98	270,700			38	275,600	98	329,300
39	219,900	99	271,100			39	277,200	99	329,600
40	221,600	100	271,400			40	278,600	100	329,900
41	222,900	101	271,700			41	279,800	101	330,100
42	224,400	102	272,000			42	281,200	102	330,400
43	225,800	103	272,300			43	282,700	103	330,800
44	227,300	104	272,600			44	284,200	104	331,000
45	228,500	105	272,900			45	285,700	105	331,200
46	229,900	106	273,200			46	287,400	106	331,400
47	231,200	107	273,500			47	289,100	107	331,800
48	232,400	108	273,800			48	290,700	108	332,000
49	233,600	109	274,100			49	291,900	109	332,200
50	234,900	110	274,400			50	293,500	110	332,600
51	236,400	111	274,600			51	294,800	111	333,000
52	237,700	112	274,800			52	296,400	112	333,400
53	238,700	113	275,000			53	297,700	113	333,600
54	240,000	114	275,300			54	299,200		
55	240,900	115	275,500			55	300,600	再雇用職員	243,500
56	242,100	116	275,700			56	302,100		
57	243,400	117	276,000			57	303,100		
58	244,500	118	276,200			58	304,300		
59	245,600	119	276,400			59	305,500		
60	246,700	120	276,600			60	306,900		

号俸	３級 基本給月額	号俸	３級 基本給月額	号俸	４級 基本給月額	号俸	４級 基本給月額	号俸	５級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	252,400	61	333,600	1	282,100	61	374,800	1	327,000
2	253,500	62	333,900	2	284,000	62	375,500	2	329,000
3	254,700	63	334,500	3	286,100	63	376,200	3	331,200
4	256,000	64	335,200	4	288,100	64	376,900	4	333,400
5	257,200	65	335,800	5	290,200	65	377,300	5	335,200
6	258,400	66	336,500	6	292,300	66	377,900	6	337,400
7	259,500	67	337,200	7	294,200	67	378,600	7	339,400
8	260,500	68	337,900	8	296,200	68	379,200	8	341,600
9	261,800	69	338,600	9	298,000	69	379,600	9	343,400
10	262,500	70	339,100	10	299,900	70	380,100	10	345,500
11	263,400	71	339,700	11	301,500	71	380,600	11	347,600
12	264,200	72	340,300	12	303,100	72	381,100	12	349,700
13	265,300	73	340,600	13	305,100	73	381,700	13	351,200
14	266,400	74	341,200	14	307,000	74	382,200	14	353,200
15	267,600	75	341,700	15	309,100	75	382,800	15	355,100
16	268,700	76	342,300	16	311,100	76	383,400	16	357,100
17	270,200	77	342,800	17	313,100	77	383,900	17	358,900
18	271,900	78	343,300	18	315,100	78	384,400	18	360,900
19	273,600	79	343,800	19	317,200	79	384,900	19	362,900
20	275,300	80	344,200	20	319,300	80	385,400	20	364,900
21	277,000	81	344,500	21	321,100	81	385,700	21	366,700
22	278,700	82	344,800	22	323,100	82	386,200	22	368,700
23	280,400	83	345,200	23	324,900	83	386,600	23	370,800
24	282,000	84	345,500	24	326,900	84	387,000	24	372,900
25	283,700	85	346,000	25	328,600	85	387,400	25	374,300
26	285,400	86	346,300	26	330,500			26	376,100
27	287,200	87	346,600	27	332,500	再雇用職員	282,100	27	377,900
28	288,800	88	346,900	28	334,500			28	379,600
29	290,200	89	347,300	29	335,800			29	381,400
30	291,800	90	347,600	30	337,600			30	382,900
31	293,400	91	348,000	31	339,300			31	384,500
32	295,100	92	348,300	32	341,100			32	386,200
33	296,800	93	348,700	33	342,800			33	387,500
34	298,500	94	349,000	34	344,600			34	388,800
35	300,300	95	349,300	35	346,500			35	390,100
36	302,100	96	349,600	36	348,300			36	391,300
37	303,400	97	349,900	37	350,100			37	392,400
38	305,100	98	350,300	38	351,800			38	393,600
39	306,600	99	350,700	39	353,400			39	394,700
40	308,200	100	351,100	40	355,100			40	395,800
41	309,900	101	351,600	41	356,300			41	396,600
42	311,600	102	352,000	42	357,400			42	397,400
43	313,200	103	352,400	43	358,600			43	398,200
44	314,900	104	352,800	44	359,800			44	399,000
45	315,800	105	353,300	45	361,000			45	399,400
46	317,200			46	361,800			46	400,000
47	318,700	再雇用職員	256,900	47	363,000			47	400,500
48	320,300			48	364,100			48	400,900
49	321,700			49	365,100			49	401,300
50	323,000			50	366,100			50	401,600
51	324,200			51	367,100			51	401,900
52	325,500			52	368,100			52	402,200
53	326,600			53	368,900			53	402,500
54	327,600			54	369,700			54	402,800
55	328,700			55	370,600			55	403,100
56	329,700			56	371,500			56	403,400
57	330,200			57	372,000			57	403,700
58	331,100			58	372,800			58	404,000
59	331,900			59	373,600			59	404,300
60	332,800			60	374,400			60	404,700

号俸	５級 基本給月額
	円
61	404,900
62	405,200
63	405,500
64	405,800
65	406,000
再雇用職員	322,800

号俸	６級 基本給月額
	円
1	371,100
2	373,800
3	376,400
4	379,100
5	381,500
6	384,200
7	386,800
8	389,500
9	391,600
10	393,900
11	396,100
12	398,300
13	400,400
14	402,400
15	404,400
16	406,500
17	408,300
18	410,300
19	412,200
20	414,300
21	416,100
22	417,700
23	419,300
24	420,800
25	422,300
26	423,600
27	424,900
28	426,200
29	427,500
30	428,700
31	429,900
32	431,000
33	432,200
34	433,400
35	434,600
36	435,800
37	437,100
38	437,900
39	438,300
40	439,000
41	439,500
42	439,900
43	440,300
44	440,700
45	441,100
46	441,500
47	441,900
48	442,200
49	442,500
50	442,900
51	443,200
52	443,500
53	443,800
再雇用職員	365,000

号俸	７級 基本給月額
	円
1	437,200
2	439,800
3	442,300
4	444,900
5	447,300
6	449,800
7	452,300
8	454,800
9	457,200
10	459,600
11	462,200
12	464,600
13	467,100
14	468,600
15	469,900
16	471,200
17	472,400
18	473,700
19	475,000
20	476,300
21	477,500
22	478,900
23	480,300
24	481,500
25	482,900
26	484,200
27	485,600
28	487,000
29	488,400
30	489,500
31	490,600
32	491,700
33	492,800
34	493,700
35	494,600
36	495,500
37	496,500
再雇用職員	426,500

ハ　医療職基本給表（三）

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	169,900	61	251,700	121	286,100	1	197,000	61	275,600
2	171,300	62	252,500	122	286,300	2	198,900	62	276,900
3	172,800	63	253,300	123	286,500	3	200,900	63	278,300
4	174,200	64	254,100	124	286,700	4	202,800	64	279,400
5	175,600	65	254,800	125	286,900	5	204,900	65	280,500
6	177,100	66	255,500	126	287,000	6	206,900	66	281,800
7	178,600	67	256,300	127	287,200	7	209,100	67	283,100
8	180,100	68	257,000	128	287,400	8	211,200	68	284,400
9	181,300	69	257,800	129	287,600	9	213,200	69	285,500
10	183,000	70	258,600	130	287,700	10	214,600	70	287,000
11	184,600	71	259,500	131	287,900	11	216,000	71	288,500
12	186,100	72	260,500	132	288,100	12	217,200	72	289,900
13	187,500	73	261,800	133	288,200	13	218,600	73	290,900
14	189,500	74	263,100	134	288,300	14	220,000	74	292,300
15	191,500	75	264,200	135	288,500	15	221,500	75	293,500
16	193,500	76	265,300	136	288,600	16	222,700	76	294,800
17	195,500	77	266,200	137	288,700	17	224,100	77	296,200
18	197,500	78	267,200	138	288,800	18	225,600	78	297,500
19	199,500	79	268,400	139	288,900	19	227,100	79	298,700
20	201,500	80	269,400	140	289,000	20	228,600	80	300,000
21	203,500	81	270,300	141	289,100	21	229,700	81	300,500
22	205,400	82	271,200	142	289,200	22	231,400	82	301,700
23	207,500	83	272,200	143	289,300	23	233,100	83	302,800
24	209,600	84	273,100	144	289,400	24	234,700	84	304,000
25	211,200	85	273,900	145	289,500	25	236,000	85	305,100
26	212,500	86	274,700	146	289,600	26	237,700	86	306,300
27	213,700	87	275,600	147	289,700	27	239,400	87	307,500
28	215,000	88	276,400	148	289,800	28	241,100	88	308,600
29	216,200	89	276,600	149	289,900	29	242,700	89	309,900
30	217,300	90	277,000	150	290,000	30	244,100	90	311,100
31	218,600	91	277,300	151	290,100	31	245,400	91	312,300
32	219,700	92	277,700	152	290,200	32	246,500	92	313,500
33	221,000	93	278,100	153	290,300	33	247,500	93	314,300
34	222,300	94	278,500	154	290,400	34	248,600	94	315,000
35	223,600	95	278,900	155	290,500	35	249,500	95	315,700
36	224,900	96	279,300	156	290,600	36	250,500	96	316,300
37	226,000	97	279,500	157	290,700	37	251,200	97	317,000
38	227,400	98	279,800	158	290,800	38	252,200	98	317,300
39	228,700	99	280,100	159	290,900	39	253,100	99	317,900
40	230,100	100	280,400	160	291,000	40	254,100	100	318,600
41	231,000	101	280,700	161	291,100	41	254,500	101	319,000
42	232,400	102	281,100	162	291,200	42	255,400	102	319,600
43	233,700	103	281,400	163	291,300	43	256,200	103	320,200
44	235,100	104	281,700	164	291,400	44	256,900	104	320,800
45	236,300	105	282,000	165	291,500	45	257,700	105	321,200
46	237,700	106	282,300	166	291,600	46	258,400	106	321,700
47	239,000	107	282,600	167	291,700	47	259,300	107	322,200
48	240,300	108	282,900	168	291,800	48	260,100	108	322,700
49	241,200	109	283,200	169	291,900	49	260,900	109	323,100
50	242,300	110	283,500			50	261,800	110	323,500
51	243,300	111	283,800	再雇用職員	235,100	51	262,700	111	323,800
52	244,300	112	284,100			52	263,700	112	324,100
53	245,000	113	284,200			53	264,800	113	324,500
54	246,000	114	284,400			54	266,000	114	324,900
55	246,900	115	284,600			55	267,300	115	325,300
56	247,800	116	284,900			56	268,600	116	325,600
57	248,500	117	285,100			57	270,000	117	325,800
58	249,500	118	285,400			58	271,500	118	326,100
59	250,100	119	285,600			59	272,900	119	326,500
60	250,900	120	285,900			60	274,300	120	326,700

号俸	２級 基本給月額
	円
121	326,900
122	327,200
123	327,500
124	327,800
125	328,000
126	328,300
127	328,700
128	328,900
129	329,100
130	329,300
131	329,700
132	329,900
133	330,200
134	330,600
135	331,000
136	331,400
137	331,700
138	332,100
139	332,500
140	332,900
141	333,200
142	333,600
143	333,800
144	333,900
145	334,000
146	334,100
147	334,200
148	334,300
149	334,400
150	334,500
151	334,600
152	334,700
153	334,800
再雇用職員	255,400

号俸	３級 基本給月額
	円
1	243,600
2	245,400
3	247,200
4	249,000
5	250,400
6	251,700
7	252,800
8	254,100
9	254,900
10	255,800
11	256,700
12	257,500
13	258,600
14	259,600
15	260,400
16	261,300
17	261,800
18	262,700
19	263,500
20	264,300
21	265,200
22	265,900
23	266,800
24	267,600
25	268,600
26	269,400
27	270,300
28	271,300
29	272,500
30	273,700
31	275,200
32	276,500
33	278,000
34	279,400
35	280,600
36	281,800
37	283,300
38	284,500
39	285,900
40	287,100
41	288,100
42	289,400
43	290,700
44	292,100
45	293,400
46	294,800
47	296,300
48	297,800
49	298,900
50	300,200
51	301,400
52	302,800
53	304,200
54	305,500
55	306,900
56	308,300
57	309,100
58	310,300
59	311,500
60	312,900

号俸	３級 基本給月額
	円
61	314,000
62	315,300
63	316,600
64	317,800
65	319,100
66	320,400
67	321,700
68	323,000
69	323,700
70	324,800
71	325,900
72	326,800
73	328,100
74	328,800
75	329,900
76	331,100
77	332,200
78	333,400
79	334,500
80	335,700
81	336,800
82	337,900
83	338,900
84	340,000
85	340,900
86	341,900
87	342,800
88	343,800
89	344,800
90	345,600
91	346,400
92	347,200
93	347,800
94	348,400
95	349,100
96	349,700
97	350,100
98	350,500
99	351,000
100	351,400
101	351,900
102	352,300
103	352,800
104	353,200
105	353,500
106	354,000
107	354,400
108	354,700
109	355,200
110	355,700
111	356,200
112	356,700
113	357,200
114	357,700
115	358,200
116	358,600
117	359,000
118	359,400
119	359,900
120	360,400

号俸	３級 基本給月額
	円
121	360,800
122	361,300
123	361,800
124	362,300
125	362,600
再雇用職員	262,600

号俸	４級 基本給月額
	円
1	265,700
2	266,600
3	267,500
4	268,400
5	268,900
6	269,900
7	270,600
8	271,500
9	272,600
10	273,200
11	274,200
12	275,200
13	276,200
14	277,200
15	278,200
16	279,300
17	280,600
18	281,800
19	282,800
20	284,000
21	285,500
22	287,100
23	288,400
24	289,700
25	290,800
26	292,400
27	294,100
28	295,600
29	296,600
30	298,000
31	299,400
32	300,900
33	302,300
34	303,800
35	305,400
36	307,000
37	308,300
38	309,700
39	311,100
40	312,700
41	314,200
42	315,600
43	317,000
44	318,500
45	319,300
46	320,700
47	322,100
48	323,600
49	324,700
50	326,100
51	327,400
52	328,700
53	330,100
54	331,500
55	332,900
56	334,200
57	335,100
58	336,400
59	337,600
60	338,900

号俸	４級 基本給月額
	円
61	340,000
62	340,900
63	342,100
64	343,400
65	344,500
66	345,700
67	346,900
68	348,000
69	349,000
70	350,000
71	351,100
72	352,200
73	353,000
74	354,100
75	355,200
76	356,300
77	357,000
78	357,800
79	358,600
80	359,300
81	359,900
82	360,400
83	361,000
84	361,500
85	362,100
86	362,600
87	363,200
88	363,700
89	364,100
90	364,500
91	365,100
92	365,600
93	365,900
94	366,400
95	366,800
96	367,100
97	367,700
98	368,200
99	368,700
100	369,200
101	369,800
102	370,300
103	370,800
104	371,200
105	371,800
106	372,300
107	372,800
108	373,300
109	373,900
110	374,300
111	374,800
112	375,300
113	375,900
再雇用職員	272,800

号俸	５級 基本給月額
	円
1	288,400
2	290,000
3	291,600
4	293,400
5	295,000
6	296,800
7	298,500
8	300,200
9	301,900
10	303,500
11	304,800
12	306,100
13	307,600
14	309,200
15	311,000
16	312,800
17	314,500
18	316,100
19	317,800
20	319,500
21	320,900
22	322,400
23	323,900
24	325,400
25	326,800
26	328,200
27	329,700
28	331,300
29	332,400
30	333,900
31	335,300
32	336,800
33	338,400
34	339,900
35	341,500
36	343,000
37	344,700
38	346,300
39	347,800
40	349,400
41	350,600
42	352,100
43	353,600
44	355,000
45	356,600
46	357,600
47	359,100
48	360,400
49	361,800
50	363,200
51	364,500
52	365,900
53	367,400
54	368,600
55	369,700
56	370,900
57	372,000
58	372,900
59	373,900
60	374,900

号俸	５級 基本給月額
	円
61	375,500
62	376,300
63	377,100
64	377,900
65	378,600
66	379,300
67	380,100
68	380,800
69	381,400
70	382,000
71	382,700
72	383,300
73	384,000
74	384,500
75	385,100
76	385,600
77	386,000
78	386,600
79	387,100
80	387,400
81	387,700
82	388,200
83	388,600
84	388,900
85	389,200
86	389,700
87	390,200
88	390,600
89	390,900
90	391,300
91	391,800
92	392,200
93	392,600
再雇用職員	289,100

号俸	６級 基本給月額
	円
1	330,100
2	332,200
3	334,200
4	336,400
5	338,400
6	340,500
7	342,600
8	344,700
9	346,200
10	348,200
11	350,100
12	352,100
13	354,000
14	356,100
15	358,200
16	360,200
17	362,200
18	364,200
19	366,300
20	368,400
21	370,100
22	372,200
23	374,300
24	376,300
25	378,300
26	379,900
27	381,800
28	383,700
29	385,500
30	387,200
31	389,100
32	390,900
33	392,600
34	394,300
35	396,100
36	397,800
37	399,400
38	401,100
39	402,900
40	404,700
41	406,200
42	407,700
43	409,200
44	410,500
45	411,600
46	412,700
47	413,800
48	415,000
49	416,300
50	417,400
51	418,600
52	419,700
53	420,900
54	421,900
55	423,000
56	424,100
57	425,200
58	425,700
59	426,300
60	426,700

号俸	６級 基本給月額
	円
61	427,300
62	427,800
63	428,200
64	428,700
65	429,300
66	429,700
67	430,000
68	430,300
69	430,700
再雇用職員	326,200

号俸	7級 基本給月額
	円
1	374,100
2	376,700
3	379,400
4	382,000
5	384,200
6	386,600
7	388,900
8	391,200
9	393,200
10	395,300
11	397,500
12	399,800
13	401,700
14	403,700
15	405,900
16	408,100
17	410,100
18	412,300
19	414,500
20	416,600
21	418,500
22	420,400
23	422,200
24	424,100
25	425,800
26	427,400
27	429,100
28	430,700
29	432,000
30	433,300
31	434,900
32	436,400
33	438,100
34	439,700
35	441,100
36	442,500
37	443,600
38	444,900
39	446,200
40	447,600
41	448,600
42	449,300
43	450,100
44	450,700
45	451,600
46	452,300
47	453,100
48	453,900
49	454,600
50	455,300
51	456,000
52	456,800
53	457,600
54	458,400
55	459,100
56	459,800
57	460,600
再雇用職員	370,600

別表第２　事務職基本給表（第１１条第１項第２号関係）

事務職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	150,100	61	243,100	121	283,200	1	234,400	61	324,800
2	151,200	62	244,100	122	283,500	2	236,000	62	325,700
3	152,400	63	245,100	123	283,700	3	237,500	63	326,500
4	153,500	64	246,100	124	283,900	4	239,000	64	327,300
5	154,600	65	247,200	125	284,200	5	240,300	65	328,200
6	155,700	66	248,100	126	284,400	6	241,900	66	328,600
7	156,800	67	249,000	127	284,500	7	243,400	67	329,300
8	157,900	68	250,000	128	284,700	8	244,900	68	330,100
9	158,900	69	250,900	129	284,900	9	246,000	69	330,900
10	160,300	70	252,200	130	285,000	10	247,500	70	331,600
11	161,600	71	253,400	131	285,200	11	249,000	71	332,300
12	162,900	72	254,700	132	285,400	12	250,300	72	333,000
13	164,100	73	256,000	133	285,500	13	251,800	73	333,500
14	165,600	74	257,400	134	285,600	14	253,000	74	334,100
15	167,100	75	258,600	135	285,800	15	254,300	75	334,600
16	168,700	76	259,800	136	285,900	16	255,500	76	335,200
17	169,800	77	260,900	137	286,000	17	256,800	77	335,500
18	171,200	78	262,100	138	286,100	18	258,200	78	336,000
19	172,600	79	263,400	139	286,200	19	259,600	79	336,400
20	174,000	80	264,500	140	286,300	20	261,100	80	336,900
21	175,300	81	265,600	141	286,400	21	262,700	81	337,300
22	177,800	82	266,600	142	286,500	22	264,400	82	337,800
23	180,300	83	267,800	143	286,600	23	266,000	83	338,300
24	182,800	84	268,900	144	286,700	24	267,600	84	338,800
25	185,200	85	269,800	145	286,800	25	269,400	85	339,100
26	186,900	86	270,200	146	286,900	26	271,200	86	339,500
27	188,500	87	270,600	147	287,000	27	272,900	87	340,000
28	190,200	88	271,000	148	287,100	28	274,600	88	340,400
29	191,700	89	271,400	149	287,200	29	276,200	89	340,700
30	193,400	90	271,900	150	287,300	30	277,900	90	341,100
31	195,200	91	272,400	151	287,400	31	279,700	91	341,600
32	196,900	92	272,900	152	287,500	32	281,200	92	342,000
33	198,500	93	273,400	153	287,600	33	282,400	93	342,200
34	200,300	94	273,900	154	287,700	34	284,100	94	342,600
35	202,100	95	274,400	155	287,800	35	285,700	95	343,100
36	203,900	96	274,800	156	287,900	36	287,400	96	343,500
37	205,400	97	275,000	157	288,000	37	289,000	97	343,700
38	207,200	98	275,500			38	290,700	98	344,100
39	209,000	99	275,900	再雇用職員	215,200	39	292,500	99	344,500
40	210,800	100	276,400			40	294,300	100	344,800
41	212,400	101	276,800			41	295,800	101	345,100
42	214,200	102	277,200			42	297,500	102	345,500
43	216,000	103	277,600			43	299,000	103	345,900
44	217,800	104	278,000			44	300,600	104	346,300
45	219,200	105	278,400			45	302,200	105	346,800
46	221,000	106	278,800			46	303,900	106	347,200
47	222,700	107	279,100			47	305,500	107	347,600
48	224,500	108	279,500			48	307,200	108	348,000
49	226,100	109	279,900			49	308,100	109	348,500
50	227,800	110	280,200			50	309,600	110	348,900
51	229,400	111	280,500			51	311,100	111	349,200
52	230,900	112	280,900			52	312,700	112	349,500
53	232,200	113	281,200			53	314,300	113	350,000
54	233,800	114	281,400			54	315,900		
55	235,400	115	281,700			55	317,500	再雇用職員	255,200
56	236,900	116	282,000			56	319,000		
57	237,900	117	282,100			57	320,500		
58	239,400	118	282,400			58	321,700		
59	240,700	119	282,700			59	322,900		
60	241,900	120	283,000			60	324,100		

号俸	３級 基本給月額	号俸	３級 基本給月額	号俸	４級 基本給月額	号俸	４級 基本給月額	号俸	５級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	266,000	61	364,600	1	290,700	61	381,000	1	319,200
2	267,700	62	365,200	2	292,900	62	381,700	2	321,400
3	269,200	63	365,900	3	295,000	63	382,300	3	323,700
4	271,000	64	366,600	4	297,000	64	382,900	4	325,900
5	272,700	65	366,900	5	298,800	65	383,300	5	328,100
6	274,500	66	367,600	6	300,800	66	383,900	6	330,100
7	276,300	67	368,300	7	302,600	67	384,500	7	332,300
8	278,300	68	369,000	8	304,200	68	385,100	8	334,500
9	280,200	69	369,300	9	306,100	69	385,500	9	336,400
10	282,200	70	369,900	10	308,400	70	386,000	10	338,600
11	284,100	71	370,600	11	310,600	71	386,500	11	340,600
12	286,000	72	371,200	12	312,900	72	387,100	12	342,800
13	287,900	73	371,500	13	315,000	73	387,400	13	344,600
14	289,700	74	372,100	14	317,100	74	387,800	14	346,600
15	291,200	75	372,800	15	319,300	75	388,200	15	348,600
16	292,600	76	373,400	16	321,400	76	388,600	16	350,600
17	294,400	77	373,800	17	323,300	77	388,900	17	352,300
18	296,400	78	374,300	18	325,300	78	389,200	18	354,300
19	298,500	79	374,900	19	327,300	79	389,500	19	356,100
20	300,500	80	375,400	20	329,300	80	389,800	20	358,000
21	302,400	81	375,900	21	331,000	81	390,000	21	359,900
22	304,500	82	376,500	22	333,100	82	390,300	22	361,800
23	306,500	83	377,000	23	335,100	83	390,600	23	363,800
24	308,600	84	377,300	24	337,200	84	390,800	24	365,700
25	310,300	85	377,700	25	338,600	85	391,000	25	367,700
26	312,400	86	378,200	26	340,500	86	391,300	26	369,600
27	314,400	87	378,600	27	342,400	87	391,600	27	371,600
28	316,400	88	379,000	28	344,300	88	391,800	28	373,600
29	318,100	89	379,400	29	345,900	89	392,000	29	375,100
30	320,100	90	379,900	30	347,800	90	392,300	30	376,900
31	322,200	91	380,300	31	349,700	91	392,600	31	378,700
32	324,300	92	380,700	32	351,500	92	392,800	32	380,300
33	325,500	93	381,000	33	353,400	93	393,000	33	382,100
34	327,500			34	355,200			34	383,500
35	329,400	再雇用職員	274,600	35	357,000	再雇用職員	289,700	35	385,000
36	331,500			36	358,700			36	386,600
37	333,400			37	360,100			37	388,000
38	335,300			38	361,400			38	389,200
39	337,300			39	362,800			39	390,400
40	339,200			40	364,200			40	391,500
41	341,100			41	365,500			41	392,600
42	343,000			42	366,400			42	393,800
43	344,800			43	367,500			43	395,000
44	346,700			44	368,600			44	396,100
45	348,200			45	369,400			45	396,800
46	349,600			46	370,300			46	397,500
47	351,100			47	371,200			47	398,200
48	352,600			48	372,100			48	398,900
49	354,200			49	373,000			49	399,500
50	355,000			50	373,800			50	400,100
51	356,200			51	374,600			51	400,600
52	357,200			52	375,400			52	401,000
53	358,100			53	376,100			53	401,400
54	359,200			54	376,800			54	401,700
55	360,100			55	377,500			55	402,000
56	361,200			56	378,200			56	402,300
57	362,100			57	378,700			57	402,600
58	362,800			58	379,300			58	402,900
59	363,500			59	379,900			59	403,200
60	364,200			60	380,600			60	403,500

号俸	５級 基本給月額
	円
61	403,800
62	404,100
63	404,400
64	404,700
65	405,000
66	405,300
67	405,600
68	405,900
69	406,100
70	406,400
71	406,700
72	407,000
73	407,200
74	407,500
75	407,800
76	408,000
77	408,200
78	408,500
79	408,800
80	409,000
81	409,200
82	409,500
83	409,800
84	410,000
85	410,200
再雇用職員	315,100

号俸	６級 基本給月額
	円
1	362,900
2	365,500
3	367,900
4	370,500
5	372,400
6	374,900
7	377,200
8	379,700
9	382,100
10	384,800
11	387,400
12	390,100
13	392,500
14	394,800
15	397,000
16	399,400
17	401,200
18	403,200
19	405,100
20	406,900
21	408,800
22	410,600
23	412,400
24	414,300
25	416,100
26	417,600
27	419,100
28	420,700
29	422,300
30	423,600
31	424,900
32	426,100
33	427,300
34	428,600
35	429,900
36	431,100
37	432,300
38	433,100
39	433,900
40	434,700
41	435,300
42	436,000
43	436,700
44	437,400
45	438,200
46	439,000
47	439,400
48	440,100
49	440,600
50	441,000
51	441,400
52	441,800
53	442,200
54	442,600
55	443,000
56	443,300
57	443,600
58	444,000
59	444,300
60	444,600

号俸	６級 基本給月額
	円
61	444,900
再雇用職員	356,800

号俸	７級 基本給月額
	円
1	408,100
2	410,500
3	413,000
4	415,400
5	417,300
6	419,600
7	421,700
8	423,900
9	425,900
10	428,000
11	430,100
12	432,200
13	433,900
14	435,700
15	437,700
16	439,700
17	441,600
18	443,400
19	445,200
20	446,900
21	448,700
22	450,200
23	451,600
24	453,100
25	454,500
26	455,800
27	457,100
28	458,300
29	459,300
30	460,000
31	460,800
32	461,500
33	462,200
34	463,000
35	463,700
36	464,300
37	464,800
38	465,400
39	466,000
40	466,600
41	467,100
42	467,600
43	468,000
44	468,300
45	468,600
再雇用職員	389,900

号俸	８級 基本給月額
	円
1	458,400
2	461,500
3	464,500
4	467,500
5	470,500
6	473,500
7	476,500
8	479,600
9	482,300
10	485,400
11	488,400
12	491,500
13	494,200
14	496,500
15	498,800
16	501,100
17	503,200
18	504,600
19	506,100
20	507,500
21	508,700
22	510,100
23	511,600
24	513,100
25	514,200
26	515,300
27	516,500
28	517,700
29	518,700
30	519,600
31	520,500
32	521,400
33	522,200
34	523,100
35	523,800
36	524,300
37	525,000
38	525,600
39	526,400
40	527,000
41	527,500
再雇用職員	441,000

別表第２の２　診療情報管理職基本給表（第１１条第１項第２号の２関係）

診療情報管理職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	150,100	61	243,100	121	283,200	1	234,400	61	324,800
2	151,200	62	244,100	122	283,500	2	236,000	62	325,700
3	152,400	63	245,100	123	283,700	3	237,500	63	326,500
4	153,500	64	246,100	124	283,900	4	239,000	64	327,300
5	154,600	65	247,200	125	284,200	5	240,300	65	328,200
6	155,700	66	248,100	126	284,400	6	241,900	66	328,600
7	156,800	67	249,000	127	284,500	7	243,400	67	329,300
8	157,900	68	250,000	128	284,700	8	244,900	68	330,100
9	158,900	69	250,900	129	284,900	9	246,000	69	330,900
10	160,300	70	252,200	130	285,000	10	247,500	70	331,600
11	161,600	71	253,400	131	285,200	11	249,000	71	332,300
12	162,900	72	254,700	132	285,400	12	250,300	72	333,000
13	164,100	73	256,000	133	285,500	13	251,800	73	333,500
14	165,600	74	257,400	134	285,600	14	253,000	74	334,100
15	167,100	75	258,600	135	285,800	15	254,300	75	334,600
16	168,700	76	259,800	136	285,900	16	255,500	76	335,200
17	169,800	77	260,900	137	286,000	17	256,800	77	335,500
18	171,200	78	262,100	138	286,100	18	258,200	78	336,000
19	172,600	79	263,400	139	286,200	19	259,600	79	336,400
20	174,000	80	264,500	140	286,300	20	261,100	80	336,900
21	175,300	81	265,600	141	286,400	21	262,700	81	337,300
22	177,800	82	266,600	142	286,500	22	264,400	82	337,800
23	180,300	83	267,800	143	286,600	23	266,000	83	338,300
24	182,800	84	268,900	144	286,700	24	267,600	84	338,800
25	185,200	85	269,800	145	286,800	25	269,400	85	339,100
26	186,900	86	270,200	146	286,900	26	271,200	86	339,500
27	188,500	87	270,600	147	287,000	27	272,900	87	340,000
28	190,200	88	271,000	148	287,100	28	274,600	88	340,400
29	191,700	89	271,400	149	287,200	29	276,200	89	340,700
30	193,400	90	271,900	150	287,300	30	277,900	90	341,100
31	195,200	91	272,400	151	287,400	31	279,700	91	341,600
32	196,900	92	272,900	152	287,500	32	281,200	92	342,000
33	198,500	93	273,400	153	287,600	33	282,400	93	342,200
34	200,300	94	273,900	154	287,700	34	284,100	94	342,600
35	202,100	95	274,400	155	287,800	35	285,700	95	343,100
36	203,900	96	274,800	156	287,900	36	287,400	96	343,500
37	205,400	97	275,000	157	288,000	37	289,000	97	343,700
38	207,200	98	275,500			38	290,700	98	344,100
39	209,000	99	275,900	再雇用職員	215,200	39	292,500	99	344,500
40	210,800	100	276,400			40	294,300	100	344,800
41	212,400	101	276,800			41	295,800	101	345,100
42	214,200	102	277,200			42	297,500	102	345,500
43	216,000	103	277,600			43	299,000	103	345,900
44	217,800	104	278,000			44	300,600	104	346,300
45	219,200	105	278,400			45	302,200	105	346,800
46	221,000	106	278,800			46	303,900	106	347,200
47	222,700	107	279,100			47	305,500	107	347,600
48	224,500	108	279,500			48	307,200	108	348,000
49	226,100	109	279,900			49	308,100	109	348,500
50	227,800	110	280,200			50	309,600	110	348,900
51	229,400	111	280,500			51	311,100	111	349,200
52	230,900	112	280,900			52	312,700	112	349,500
53	232,200	113	281,200			53	314,300	113	350,000
54	233,800	114	281,400			54	315,900		
55	235,400	115	281,700			55	317,500	再雇用職員	255,200
56	236,900	116	282,000			56	319,000		
57	237,900	117	282,100			57	320,500		
58	239,400	118	282,400			58	321,700		
59	240,700	119	282,700			59	322,900		
60	241,900	120	283,000			60	324,100		

号俸	３級 基本給月額	号俸	３級 基本給月額
	円		円
1	266,000	61	364,600
2	267,700	62	365,200
3	269,200	63	365,900
4	271,000	64	366,600
5	272,700	65	366,900
6	274,500	66	367,600
7	276,300	67	368,300
8	278,300	68	369,000
9	280,200	69	369,300
10	282,200	70	369,900
11	284,100	71	370,600
12	286,000	72	371,200
13	287,900	73	371,500
14	289,700	74	372,100
15	291,200	75	372,800
16	292,600	76	373,400
17	294,400	77	373,800
18	296,400	78	374,300
19	298,500	79	374,900
20	300,500	80	375,400
21	302,400	81	375,900
22	304,500	82	376,500
23	306,500	83	377,000
24	308,600	84	377,300
25	310,300	85	377,700
26	312,400	86	378,200
27	314,400	87	378,600
28	316,400	88	379,000
29	318,100	89	379,400
30	320,100	90	379,900
31	322,200	91	380,300
32	324,300	92	380,700
33	325,500	93	381,000
34	327,500		
35	329,400	再雇用職員	274,600
36	331,500		
37	333,400		
38	335,300		
39	337,300		
40	339,200		
41	341,100		
42	343,000		
43	344,800		
44	346,700		
45	348,200		
46	349,600		
47	351,100		
48	352,600		
49	354,200		
50	355,000		
51	356,200		
52	357,200		
53	358,100		
54	359,200		
55	360,100		
56	361,200		
57	362,100		
58	362,800		
59	363,500		
60	364,200		

別表第３　技能職基本給表（第１１条第１項第３号関係）

技能職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	136,200	61	210,600	121	245,900	1	208,500	61	274,900
2	137,100	62	211,700	122	246,200	2	209,700	62	276,000
3	138,100	63	212,800	123	246,500	3	211,100	63	276,800
4	139,000	64	213,700	124	246,800	4	212,300	64	277,900
5	140,000	65	214,600	125	247,000	5	213,600	65	278,700
6	141,000	66	215,500	126	247,200	6	215,000	66	279,500
7	142,000	67	216,200	127	247,500	7	216,400	67	280,300
8	143,000	68	217,100	128	247,800	8	217,800	68	281,100
9	143,800	69	217,900	129	248,000	9	219,100	69	281,700
10	144,800	70	219,100	130	248,300	10	220,700	70	282,500
11	145,800	71	220,100	131	248,500	11	222,300	71	283,300
12	146,900	72	220,900	132	248,700	12	223,700	72	284,000
13	147,700	73	221,500	133	248,900	13	224,900	73	284,800
14	148,700	74	222,500	134	249,200	14	226,400	74	285,500
15	149,800	75	223,600	135	249,400	15	227,900	75	286,300
16	150,800	76	224,700	136	249,600	16	229,200	76	287,100
17	151,900	77	225,200	137	249,700	17	230,000	77	287,700
18	153,300	78	226,300	138	249,900	18	230,700	78	288,200
19	154,500	79	227,400	139	250,100	19	231,600	79	288,700
20	155,700	80	228,400	140	250,300	20	232,600	80	289,100
21	156,800	81	229,200	141	250,500	21	233,200	81	289,500
22	158,000	82	230,200	142	250,700	22	234,700	82	289,900
23	159,200	83	231,200	143	250,900	23	236,000	83	290,400
24	160,400	84	232,100	144	251,100	24	237,000	84	290,900
25	161,500	85	233,000	145	251,300	25	238,300	85	291,300
26	163,000	86	233,900	146	251,400	26	239,500	86	291,900
27	164,500	87	234,700	147	251,600	27	240,800	87	292,500
28	166,000	88	235,400	148	251,700	28	242,000	88	293,100
29	167,400	89	236,300	149	251,800	29	242,800	89	293,400
30	168,800	90	237,300	150	252,000	30	244,000	90	293,900
31	170,300	91	237,800	151	252,100	31	245,200	91	294,400
32	171,800	92	238,100	152	252,200	32	246,300	92	294,800
33	173,100	93	238,500	153	252,300	33	247,400	93	295,200
34	174,800	94	238,900	154	252,400	34	248,400	94	295,700
35	176,500	95	239,200	155	252,500	35	249,500	95	296,200
36	178,200	96	239,500	156	252,600	36	250,500	96	296,700
37	179,900	97	239,600	157	252,700	37	251,600	97	297,000
38	181,300	98	240,000	158	252,800	38	252,500	98	297,400
39	183,000	99	240,300	159	253,000	39	253,500	99	297,900
40	184,500	100	240,500	160	253,100	40	254,500	100	298,400
41	187,100	101	240,700	161	253,300	41	255,500	101	298,800
42	188,300	102	241,100	162	253,400	42	256,700	102	299,200
43	189,600	103	241,500	163	253,500	43	257,600	103	299,500
44	190,700	104	241,700	164	253,600	44	258,900	104	299,800
45	191,900	105	242,100	165	253,800	45	259,600	105	300,100
46	193,400	106	242,300	166	253,900	46	260,600	106	300,500
47	195,000	107	242,500	167	254,000	47	261,700	107	300,900
48	196,500	108	242,600	168	254,100	48	262,600	108	301,300
49	197,900	109	242,800	169	254,300	49	263,700	109	301,600
50	198,900	110	243,200	170	254,400	50	264,700	110	302,000
51	200,200	111	243,400	171	254,500	51	265,800	111	302,400
52	201,200	112	243,600	172	254,600	52	266,500	112	302,700
53	202,400	113	243,900	173	254,700	53	267,200	113	302,900
54	203,500	114	244,200	174	254,800	54	268,000	114	303,200
55	204,600	115	244,600	175	254,900	55	269,000	115	303,500
56	205,700	116	244,900	176	255,000	56	270,000	116	303,700
57	206,600	117	245,000	177	255,200	57	270,800	117	303,900
58	207,700	118	245,200			58	271,800	118	304,200
59	208,700	119	245,500	再雇用職員	204,700	59	272,900	119	304,500
60	209,700	120	245,800			60	273,900	120	304,700

号俸	２級 基本給月額
	円
121	304,900
122	305,200
123	305,500
124	305,700
125	305,900
126	306,200
127	306,500
128	306,700
129	306,900
130	307,200
131	307,500
132	307,700
133	307,900
再雇用職員	223,200

号俸	３級 基本給月額
	円
1	254,100
2	255,300
3	256,300
4	257,400
5	258,300
6	259,300
7	260,400
8	261,300
9	262,200
10	262,900
11	263,800
12	264,700
13	265,700
14	266,700
15	267,600
16	268,500
17	269,400
18	270,500
19	271,500
20	272,300
21	273,200
22	274,100
23	275,100
24	275,900
25	276,500
26	277,300
27	278,200
28	279,100
29	280,000
30	281,100
31	282,100
32	283,100
33	283,800
34	284,700
35	285,600
36	286,700
37	287,300
38	288,200
39	289,100
40	290,000
41	290,600
42	291,600
43	292,600
44	293,500
45	294,200
46	295,100
47	296,000
48	296,900
49	297,600
50	298,200
51	298,900
52	299,700
53	300,300
54	301,100
55	301,800
56	302,500
57	303,200
58	303,900
59	304,700
60	305,400

号俸	３級 基本給月額
	円
61	306,000
62	306,700
63	307,400
64	308,100
65	308,600
66	309,100
67	309,700
68	310,300
69	310,900
70	311,300
71	311,800
72	312,300
73	312,600
74	313,100
75	313,600
76	314,000
77	314,200
78	314,500
79	314,800
80	315,100
81	315,400
82	315,700
83	316,000
84	316,300
85	316,500
86	316,900
87	317,200
88	317,400
89	317,600
90	317,900
91	318,200
92	318,500
93	318,700
94	319,000
95	319,300
96	319,500
97	319,700
98	320,000
99	320,300
100	320,500
101	320,700
再雇用職員	244,000

別表第４　教育職基本給表（第１１条第１項第４号関係）

教育職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	221,500	61	350,100	121	408,000	1	248,200	61	368,900
2	223,600	62	351,700	122	408,400	2	250,300	62	370,300
3	225,600	63	353,200	123	409,000	3	252,400	63	371,700
4	227,700	64	354,900	124	409,400	4	254,800	64	373,100
5	229,600	65	356,200	125	409,900	5	256,700	65	374,300
6	231,600	66	357,600	126	410,400	6	258,900	66	375,600
7	233,700	67	359,000	127	410,900	7	261,100	67	376,800
8	235,700	68	360,500	128	411,400	8	263,200	68	378,100
9	237,900	69	361,800	129	411,800	9	265,100	69	379,300
10	240,300	70	363,200			10	267,900	70	380,600
11	242,700	71	364,500	再雇用職員	293,200	11	270,700	71	381,800
12	245,100	72	366,000			12	273,500	72	383,100
13	247,100	73	367,100			13	276,200	73	384,500
14	249,400	74	368,400			14	278,900	74	385,800
15	251,700	75	369,600			15	281,400	75	387,100
16	254,000	76	370,800			16	283,800	76	388,400
17	256,200	77	371,900			17	286,200	77	389,000
18	259,300	78	373,100			18	288,300	78	390,300
19	262,400	79	374,200			19	290,300	79	391,700
20	265,500	80	375,400			20	292,500	80	393,100
21	268,300	81	376,500			21	294,600	81	394,400
22	271,300	82	377,500			22	296,600	82	395,500
23	274,200	83	378,600			23	298,700	83	396,600
24	277,100	84	379,700			24	300,900	84	397,800
25	279,700	85	380,800			25	302,500	85	398,600
26	282,300	86	381,800			26	304,600	86	399,700
27	284,800	87	382,900			27	306,500	87	400,800
28	287,400	88	383,900			28	308,500	88	401,800
29	290,000	89	384,900			29	310,600	89	402,700
30	292,100	90	385,800			30	312,200	90	403,700
31	294,100	91	386,800			31	314,100	91	404,700
32	296,200	92	387,800			32	315,500	92	405,600
33	298,000	93	388,700			33	317,000	93	406,400
34	300,100	94	389,600			34	319,100	94	407,400
35	302,200	95	390,400			35	320,800	95	408,400
36	304,100	96	391,300			36	322,600	96	409,400
37	306,100	97	392,200			37	324,900	97	410,000
38	307,700	98	393,000			38	326,900	98	410,700
39	309,400	99	393,900			39	329,200	99	411,400
40	310,900	100	394,700			40	331,500	100	412,000
41	312,200	101	395,500			41	333,800	101	412,500
42	314,200	102	396,300			42	336,200	102	412,900
43	315,900	103	397,100			43	338,400	103	413,200
44	318,000	104	397,900			44	340,600	104	413,500
45	320,000	105	398,500			45	342,800	105	413,700
46	322,000	106	399,200			46	344,800	106	414,000
47	324,100	107	399,800			47	346,600	107	414,300
48	326,400	108	400,500			48	348,300	108	414,600
49	328,600	109	401,200			49	350,300	109	414,800
50	330,900	110	401,800			50	351,900	110	415,100
51	333,000	111	402,500			51	353,500	111	415,400
52	335,000	112	403,100			52	355,300	112	415,600
53	337,100	113	403,700			53	356,900	113	415,800
54	338,700	114	404,200			54	358,400	114	416,100
55	340,000	115	404,800			55	360,100	115	416,400
56	341,200	116	405,300			56	361,600	116	416,600
57	342,900	117	405,900			57	363,000	117	416,800
58	344,800	118	406,500			58	364,600		
59	346,500	119	406,900			59	365,900	再雇用職員	302,200
60	348,300	120	407,400			60	367,400		

号俸	３級 基本給月額	号俸	３級 基本給月額
	円		円
1	281,000	61	407,100
2	284,000	62	408,700
3	286,800	63	410,200
4	289,600	64	411,800
5	292,200	65	413,200
6	294,700	66	414,200
7	297,000	67	415,200
8	299,300	68	416,100
9	301,600	69	417,100
10	304,100	70	418,100
11	306,500	71	419,200
12	309,000	72	420,100
13	311,200	73	420,800
14	313,200	74	421,600
15	315,200	75	422,600
16	316,900	76	423,600
17	319,300	77	424,600
18	321,500	78	425,600
19	323,900	79	426,600
20	326,100	80	427,500
21	328,100	81	428,200
22	330,800	82	429,100
23	333,100	83	430,000
24	335,900	84	430,800
25	338,600	85	431,700
26	341,200	86	432,500
27	343,800	87	433,300
28	346,600	88	434,200
29	349,200	89	434,900
30	351,700	90	435,400
31	354,000	91	436,000
32	356,300	92	436,400
33	358,600	93	436,900
34	360,500	94	437,400
35	362,100	95	437,800
36	363,500	96	438,200
37	365,500	97	438,400
38	367,600	98	438,800
39	369,800	99	439,100
40	372,000	100	439,400
41	374,200	101	439,700
42	376,200		
43	378,300	再雇用職員	310,700
44	380,400		
45	381,900		
46	383,900		
47	385,700		
48	387,700		
49	388,600		
50	390,400		
51	392,000		
52	393,800		
53	394,800		
54	396,400		
55	397,900		
56	399,600		
57	400,900		
58	402,600		
59	404,200		
60	405,800		

別表第５　福祉職基本給表（第１１条第１項第５号関係）

福祉職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	164,100	61	255,400	121	320,500	1	257,900	61	333,900
2	165,300	62	256,700	122	320,900	2	259,400	62	334,100
3	166,500	63	257,800	123	321,200	3	260,800	63	334,700
4	167,700	64	259,100	124	321,500	4	262,300	64	335,300
5	168,600	65	260,400	125	322,000	5	263,200	65	335,600
6	170,100	66	261,400	126	322,400	6	264,500	66	336,100
7	171,500	67	262,700	127	322,600	7	265,800	67	336,600
8	172,900	68	263,700	128	323,000	8	267,100	68	337,100
9	174,100	69	264,900	129	323,400	9	268,300	69	337,600
10	175,500	70	266,100	130	323,800	10	269,400	70	338,100
11	176,900	71	267,300	131	324,200	11	270,700	71	338,500
12	178,300	72	268,500	132	324,600	12	271,600	72	339,000
13	179,700	73	269,900	133	324,800	13	272,700	73	339,200
14	181,000	74	271,400	134	325,100	14	274,000	74	339,700
15	182,400	75	272,900	135	325,400	15	275,400	75	340,200
16	183,700	76	274,300	136	325,700	16	276,800	76	340,700
17	185,200	77	275,900	137	326,100	17	278,400	77	341,000
18	186,700	78	277,400	138	326,300	18	280,200	78	341,400
19	188,400	79	278,900	139	326,600	19	281,800	79	341,900
20	189,900	80	280,400	140	327,000	20	283,300	80	342,300
21	191,200	81	281,800	141	327,400	21	284,800	81	342,500
22	192,800	82	283,200	142	327,700	22	286,600	82	342,800
23	194,500	83	284,700	143	328,100	23	288,000	83	343,300
24	196,100	84	286,000	144	328,400	24	289,600	84	343,700
25	197,700	85	287,200	145	328,700	25	291,300	85	344,000
26	199,400	86	288,300	146	329,100	26	292,800	86	344,300
27	201,200	87	289,500	147	329,400	27	294,500	87	344,800
28	202,900	88	290,800	148	329,600	28	296,100	88	345,200
29	204,700	89	292,200	149	329,800	29	297,200	89	345,500
30	206,100	90	293,600	150	330,000	30	298,500	90	345,900
31	207,600	91	295,100	151	330,100	31	300,000	91	346,300
32	209,000	92	296,600	152	330,200	32	301,400	92	346,500
33	210,200	93	297,700	153	330,300	33	302,900	93	346,800
34	211,500	94	299,200			34	304,500		
35	212,800	95	300,400	再雇用職員	241,000	35	306,000	再雇用職員	255,300
36	213,900	96	301,900			36	307,600		
37	215,100	97	303,000			37	309,100		
38	218,000	98	304,300			38	310,600		
39	220,600	99	305,400			39	312,000		
40	223,300	100	306,700			40	313,600		
41	226,800	101	307,400			41	314,900		
42	228,300	102	308,500			42	316,500		
43	229,700	103	309,700			43	318,000		
44	231,100	104	310,900			44	319,500		
45	232,500	105	312,200			45	320,500		
46	234,100	106	312,900			46	321,700		
47	235,700	107	313,600			47	322,900		
48	237,300	108	314,200			48	324,100		
49	238,700	109	315,000			49	325,100		
50	240,300	110	315,700			50	326,100		
51	241,800	111	316,400			51	327,000		
52	243,300	112	317,100			52	328,000		
53	244,100	113	317,400			53	328,900		
54	245,400	114	317,700			54	329,600		
55	246,700	115	318,300			55	330,400		
56	248,000	116	318,600			56	331,200		
57	249,300	117	319,000			57	331,800		
58	250,900	118	319,300			58	332,300		
59	252,400	119	319,700			59	332,900		
60	254,000	120	320,000			60	333,400		

号俸	３級 基本給月額	号俸	３級 基本給月額
	円		円
1	278,600	61	376,300
2	280,000	62	377,000
3	281,600	63	377,700
4	282,900	64	378,400
5	284,400	65	378,700
6	286,300	66	379,300
7	288,100	67	379,900
8	290,100	68	380,600
9	292,000	69	381,000
10	294,000	70	381,700
11	296,100	71	382,300
12	298,100	72	382,900
13	299,500	73	383,300
14	301,800	74	383,900
15	303,800	75	384,500
16	305,900	76	385,100
17	307,800	77	385,500
18	309,800	78	386,000
19	311,500	79	386,500
20	313,200	80	387,100
21	315,100	81	387,600
22	317,200	82	388,000
23	319,400	83	388,400
24	321,500	84	388,800
25	323,500	85	389,000
26	325,500	86	389,200
27	327,600	87	389,500
28	329,600	88	389,800
29	331,400	89	390,000
30	333,500	90	390,300
31	335,400	91	390,600
32	337,500	92	390,800
33	339,100	93	391,000
34	341,000		
35	342,800	再雇用職員	288,400
36	344,700		
37	345,900		
38	347,800		
39	349,700		
40	351,500		
41	353,400		
42	355,200		
43	357,000		
44	358,700		
45	360,500		
46	361,900		
47	363,400		
48	364,800		
49	365,800		
50	366,900		
51	368,000		
52	369,100		
53	370,000		
54	370,600		
55	371,400		
56	372,200		
57	373,000		
58	373,800		
59	374,600		
60	375,400		

別表第５の２　介護福祉職基本給表（第１１条第１項第６号関係）

介護福祉職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	164,100	61	237,500	121	274,900	1	212,900	61	297,700
2	165,300	62	238,100	122	275,100	2	214,600	62	299,200
3	166,500	63	238,700	123	275,500	3	216,400	63	300,400
4	167,700	64	239,200	124	275,800	4	218,100	64	301,900
5	168,600	65	240,000	125	276,000	5	219,800	65	303,000
6	170,100	66	241,000	126	276,300	6	221,600	66	304,300
7	171,500	67	242,000	127	276,700	7	223,400	67	305,400
8	172,900	68	242,900	128	277,100	8	225,100	68	306,700
9	174,100	69	243,900	129	277,300	9	226,800	69	307,400
10	175,500	70	245,000	130	277,700	10	228,300	70	308,500
11	176,900	71	245,900	131	278,100	11	229,700	71	309,700
12	178,300	72	246,600	132	278,400	12	231,100	72	310,900
13	179,700	73	247,200	133	278,600	13	232,500	73	312,200
14	181,000	74	248,200	134	278,900	14	234,100	74	312,900
15	182,400	75	249,200	135	279,300	15	235,700	75	313,600
16	183,700	76	250,000	136	279,600	16	237,300	76	314,200
17	185,200	77	250,800	137	279,800	17	238,700	77	315,000
18	186,700	78	251,800	138	280,100	18	240,300	78	315,700
19	188,400	79	252,700	139	280,400	19	241,800	79	316,400
20	189,900	80	253,500	140	280,700	20	243,300	80	317,100
21	191,200	81	254,400	141	280,900	21	244,100	81	317,400
22	192,800	82	255,000	142	281,100	22	245,400	82	317,700
23	194,500	83	255,800	143	281,300	23	246,700	83	318,300
24	196,100	84	256,600	144	281,600	24	248,000	84	318,600
25	197,700	85	257,200	145	282,000	25	249,300	85	319,000
26	199,400	86	258,000	146	282,200	26	250,900	86	319,300
27	201,200	87	258,700	147	282,500	27	252,400	87	319,700
28	202,900	88	259,600	148	282,800	28	254,000	88	320,000
29	204,700	89	260,200	149	283,100	29	255,400	89	320,500
30	206,100	90	261,000	150	283,300	30	256,700	90	320,900
31	207,600	91	261,800	151	283,600	31	257,800	91	321,200
32	209,000	92	262,600	152	283,800	32	259,100	92	321,500
33	210,200	93	263,000	153	284,100	33	260,400	93	322,000
34	211,500	94	263,700			34	261,400	94	322,400
35	212,800	95	264,200	再雇用職員	228,400	35	262,700	95	322,600
36	213,900	96	264,900			36	263,700	96	323,000
37	215,100	97	265,600			37	264,900	97	323,400
38	216,500	98	266,300			38	266,100	98	323,800
39	217,900	99	267,000			39	267,300	99	324,200
40	219,300	100	267,700			40	268,500	100	324,600
41	220,300	101	268,200			41	269,900	101	324,800
42	221,500	102	268,700			42	271,400	102	325,100
43	222,600	103	269,100			43	272,900	103	325,400
44	223,800	104	269,600			44	274,300	104	325,700
45	224,600	105	269,800			45	275,900	105	326,100
46	225,700	106	270,000			46	277,400	106	326,300
47	226,600	107	270,300			47	278,900	107	326,600
48	227,500	108	270,600			48	280,400	108	327,000
49	228,200	109	271,000			49	281,800	109	327,400
50	229,100	110	271,300			50	283,200	110	327,700
51	230,200	111	271,700			51	284,700	111	328,100
52	231,000	112	272,000			52	286,000	112	328,400
53	231,400	113	272,300			53	287,200	113	328,700
54	232,500	114	272,600			54	288,300	114	329,100
55	233,100	115	272,900			55	289,500	115	329,400
56	233,700	116	273,300			56	290,800	116	329,600
57	234,500	117	273,600			57	292,200	117	329,800
58	235,200	118	273,900			58	293,600	118	330,100
59	236,000	119	274,300			59	295,100	119	330,500
60	236,700	120	274,700			60	296,600	120	330,900

号俸	２級 基本給月額
	円
121	331,100
再雇用職員	241,000

号俸	３級 基本給月額
	円
1	257,900
2	259,400
3	260,800
4	262,300
5	263,200
6	264,500
7	265,800
8	267,100
9	268,300
10	269,400
11	270,700
12	271,600
13	272,700
14	274,000
15	275,400
16	276,800
17	278,400
18	280,200
19	281,800
20	283,300
21	284,800
22	286,600
23	288,000
24	289,600
25	291,300
26	292,800
27	294,500
28	296,100
29	297,200
30	298,500
31	300,000
32	301,400
33	302,900
34	304,500
35	306,000
36	307,600
37	309,100
38	310,600
39	312,000
40	313,600
41	314,900
42	316,500
43	318,000
44	319,500
45	320,500
46	321,700
47	322,900
48	324,100
49	325,100
50	326,100
51	327,000
52	328,000
53	328,900
54	329,600
55	330,400
56	331,200
57	331,800
58	332,300
59	332,900
60	333,400

号俸	３級 基本給月額
	円
61	333,900
62	334,100
63	334,700
64	335,300
65	335,600
66	336,100
67	336,600
68	337,100
69	337,600
70	338,100
71	338,500
72	339,000
73	339,200
74	339,700
75	340,200
76	340,700
77	341,000
78	341,400
79	341,900
80	342,300
81	342,500
82	342,800
83	343,300
84	343,700
85	344,000
86	344,300
87	344,800
88	345,200
89	345,500
90	345,900
91	346,300
92	346,500
93	346,800
再雇用職員	255,300

別表第６　療養介助職基本給表（第１１条第１項第７号関係）

療養介助職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額	号俸	２級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	163,800	61	225,100	121	235,750	1	213,800	61	253,100
2	165,000	62	225,500	122	235,800	2	214,700	62	253,400
3	165,800	63	225,800	123	235,900	3	215,700	63	253,500
4	166,700	64	226,200	124	235,950	4	216,700	64	253,800
5	167,600	65	226,600	125	236,000	5	217,700	65	254,000
6	169,100	66	227,000	126	236,050	6	218,800	66	254,300
7	170,700	67	227,400	127	236,100	7	219,700	67	254,600
8	171,600	68	227,600	128	236,150	8	220,800	68	254,900
9	172,500	69	227,900	129	236,200	9	221,500	69	255,000
10	174,200	70	228,100	130	236,250	10	222,500	70	255,200
11	175,900	71	228,200	131	236,300	11	223,500	71	255,500
12	177,700	72	228,300	132	236,350	12	224,600	72	255,600
13	179,500	73	228,700	133	236,400	13	225,400	73	255,800
14	181,000	74	229,000	134	236,450	14	226,400	74	256,100
15	182,600	75	229,300	135	236,500	15	227,300	75	256,300
16	184,200	76	229,400	136	236,550	16	228,200	76	256,500
17	185,600	77	229,500	137	236,600	17	228,900	77	256,700
18	187,100	78	229,800	138	236,650	18	229,700	78	256,900
19	188,500	79	230,000	139	236,700	19	230,500	79	257,100
20	189,700	80	230,100	140	236,750	20	231,500	80	257,200
21	190,900	81	230,200	141	236,800	21	232,000	81	257,300
22	191,900	82	230,500	142	236,850	22	232,800	82	257,500
23	193,300	83	230,700	143	236,900	23	233,600	83	257,600
24	194,400	84	230,800	144	236,950	24	234,400	84	257,700
25	195,400	85	230,900	145	237,000	25	235,000	85	257,800
26	196,500	86	231,100	146	237,050	26	235,800	86	258,000
27	197,700	87	231,200	147	237,100	27	236,500	87	258,200
28	198,900	88	231,300	148	237,150	28	237,000	88	258,400
29	200,100	89	231,400	149	237,200	29	237,400	89	258,500
30	201,200	90	231,500			30	238,100	90	258,700
31	202,400	91	231,700	再雇用職員	207,500	31	238,700	91	258,900
32	203,500	92	231,800			32	239,200	92	259,100
33	205,200	93	231,900			33	239,900	93	259,300
34	206,000	94	232,200			34	240,300	94	259,500
35	207,100	95	232,300			35	240,800	95	259,700
36	207,900	96	232,400			36	241,500	96	259,900
37	208,900	97	232,500			37	242,000	97	260,000
38	209,800	98	232,800			38	242,400	98	260,200
39	210,800	99	233,000			39	242,900	99	260,400
40	211,800	100	233,100			40	243,400	100	260,600
41	212,500	101	233,200			41	244,000	101	260,700
42	213,400	102	233,300			42	244,500	102	260,900
43	214,100	103	233,500			43	245,000	103	261,100
44	215,000	104	233,600			44	245,700	104	261,200
45	215,800	105	233,700			45	246,200	105	261,300
46	216,700	106	233,900			46	246,800	106	261,500
47	217,500	107	234,100			47	247,400	107	261,600
48	218,100	108	234,200			48	247,800	108	261,700
49	218,700	109	234,300			49	248,400	109	261,800
50	219,500	110	234,400			50	248,900		
51	220,300	111	234,600			51	249,500	再雇用職員	229,800
52	221,000	112	234,700			52	249,900		
53	221,500	113	234,800			53	250,200		
54	222,200	114	235,000			54	250,600		
55	222,800	115	235,100			55	251,000		
56	223,400	116	235,200			56	251,400		
57	223,600	117	235,300			57	251,900		
58	224,000	118	235,500			58	252,200		
59	224,500	119	235,600			59	252,600		
60	225,000	120	235,700			60	252,900		

別表第６の２　医師事務作業補助職基本給表（第１１条第１項第８号関係）　　別紙３

医師事務作業補助職基本給表

号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額	号俸	１級 基本給月額
	円		円		円
1	163,800	61	225,100	121	235,750
2	165,000	62	225,500	122	235,800
3	165,800	63	225,800	123	235,900
4	166,700	64	226,200	124	235,950
5	167,600	65	226,600	125	236,000
6	169,100	66	227,000	126	236,050
7	170,700	67	227,400	127	236,100
8	171,600	68	227,600	128	236,150
9	172,500	69	227,900	129	236,200
10	174,200	70	228,100	130	236,250
11	175,900	71	228,200	131	236,300
12	177,700	72	228,300	132	236,350
13	179,500	73	228,700	133	236,400
14	181,000	74	229,000	134	236,450
15	182,600	75	229,300	135	236,500
16	184,200	76	229,400	136	236,550
17	185,600	77	229,500	137	236,600
18	187,100	78	229,800	138	236,650
19	188,500	79	230,000	139	236,700
20	189,700	80	230,100	140	236,750
21	190,900	81	230,200	141	236,800
22	191,900	82	230,500	142	236,850
23	193,300	83	230,700	143	236,900
24	194,400	84	230,800	144	236,950
25	195,400	85	230,900	145	237,000
26	196,500	86	231,100	146	237,050
27	197,700	87	231,200	147	237,100
28	198,900	88	231,300	148	237,150
29	200,100	89	231,400	149	237,200
30	201,200	90	231,500		
31	202,400	91	231,700	再雇用職員	207,500
32	203,500	92	231,800		
33	205,200	93	231,900		
34	206,000	94	232,200		
35	207,100	95	232,300		
36	207,900	96	232,400		
37	208,900	97	232,500		
38	209,800	98	232,800		
39	210,800	99	233,000		
40	211,800	100	233,100		
41	212,500	101	233,200		
42	213,400	102	233,300		
43	214,100	103	233,500		
44	215,000	104	233,600		
45	215,800	105	233,700		
46	216,700	106	233,900		
47	217,500	107	234,100		
48	218,100	108	234,200		
49	218,700	109	234,300		
50	219,500	110	234,400		
51	220,300	111	234,600		
52	221,000	112	234,700		
53	221,500	113	234,800		
54	222,200	114	235,000		
55	222,800	115	235,100		
56	223,400	116	235,200		
57	223,600	117	235,300		
58	224,000	118	235,500		
59	224,500	119	235,600		
60	225,000	120	235,700		

別表第７　級別標準職務表（第１１条第３項関係）

イ　医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	一般医師の職務
２　級	医長の職務
備考　１　本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 ２　特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 ３　前２項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。	

ロ　医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	１　薬剤師の職務 ２　診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 ３　歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
２　級	１　困難な業務を行う薬剤師の職務 ２　主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任義肢装具士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務 ３　困難な業務を行う診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 ４　困難な業務を行う医療技術職員の職務
３　級	１　主任薬剤師の職務 ２　副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 ３　困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任義肢装具士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務
４　級	１　副薬剤部長の職務 ２　困難な業務を行う主任薬剤師の職務 ３　診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
５　級	１　薬剤部長の職務 ２　理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
６　級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
７　級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務

ハ　医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	准看護師の職務
２　級	保健師、助産師又は看護師の職務
３　級	副看護師長の職務
４　級	看護師長の職務
５　級	副看護部長の職務
６　級	看護部長の職務
７　級	理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務

ニ　事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	一般職員の職務
２　級	１　係長の職務 ２　係主任の職務
３　級	補佐の職務
４　級	１　課長の職務 ２　副施設長の職務
５　級	１　事務長の職務 ２　困難な業務を行う課長及び副施設長の職務
６　級	１　事務部長の職務 ２　院長補佐の職務
７　級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
８　級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ　診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	診療情報管理員の職務
2　級	主任診療情報管理員の職務
3　級	診療情報管理専門職の職務

備考　「診療情報管理員」とは、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ＩＣＤ１０による疾病分類等）及び診療報酬の請求事務のうちＤＰＣのコーディングに係る業務を行う職員をいう。

ヘ　技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	1　一般職員の職務 2　労務職員の職務
2　級	1　数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2　高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3　級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務

備考　1　「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手又は調理師等の職員である。
　　2　「労務職員」とは、保清員、洗たく員又は消毒員等である。

ト　教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	教員の職務
2　級	教務主任の職務
3　級	副学校長の職務

チ　福祉職 基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	1　保育士の職務 2　医療社会事業専門員の職務
2　級	1　主任保育士の職務 2　主任医療社会事業専門員の職務
3　級	1　困難な業務を行う主任医療社会事業専門員の職務

リ　介護福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	1　介護福祉士の職務 2　介護支援専門員の職務
2　級	1　主任介護福祉士の職務 2　主任介護支援専門員の職務
3　級	1　介護福祉士長の職務 2　困難な業務を行う主任介護福祉士の職務 3　困難な業務を行う主任介護支援専門員の職務

ヌ　療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1　級	療養介助員の職務
2　級	療養介助長又は副療養介助長の職務

備考　「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、又は作業療法助手等をいう。

別表第８　初任給基準表（第１２条第２項関係）

イ　医療職基本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	25号俸
歯科医師	大学６卒	１号俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ　医療職基本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学６卒	１級35号俸
	大学卒	１級21号俸
診療放射線技師	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
診療エックス線技師	短大卒	１級11号俸
臨床検査技師	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
衛生検査技師	大学卒	１級21号俸
	短大卒	１級11号俸
栄養士	大学卒	１級21号俸
	短大卒	１級11号俸
臨床工学技士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
義肢装具士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
視能訓練士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
言語聴覚士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
救急救命士	大学卒	１級21号俸
	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
歯科衛生士	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
	高校専攻科卒	１級７号俸
歯科技工士	短大卒	１級11号俸
	高校卒	１級１号俸
あん摩マッサージ指圧師	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
	高校卒	１級１号俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成１６年法律１３４号）附則第３条の規定により薬剤□師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学６卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	２級11号俸
	短大３卒	２級５号俸
看護師	大学卒	２級９号俸
	短大３卒	２級５号俸
	短大２卒	２級１号俸
准看護師	准看護師養成所卒	１級１号俸

備考

１　学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所（平成１３年法律第１５３号による改正前の保健師助産師看護師法第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

２　准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第２１条第４号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては２級15号俸、「短大２卒」にあっては２級９号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
試験採用	事務職	大学卒	１級25号俸
		高校卒	１級５号俸
その他		高校卒	１級１号俸

備考

１　学歴免許等欄の「大学卒」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

２　学歴免許等欄の「高校卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

ホ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
診療情報管理員	高校卒	１級１号俸

ヘ 技能職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	１級17号俸
	中学卒	１級９号俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理又は洗たく長等職員である。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医療社会事業専門員	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
保育士	短大卒	1級11号俸

備考

職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 介護福祉職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
介護福祉士 介護支援専門員	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
療養介助員	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸

備考

1　職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手等の助手業務等を行う職員をいう。

2　学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師事務作業補助員	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸

備考

1　職種欄の「医師事務作業補助員」とは、医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）並びに行政上の業務（救急医療システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）を行う職員（秘書業務、窓口・受付業務、診療報酬の請求事務　(DPCのコーディングに係る業務を含む。）、医師以外の職種の指示の下に行う業務、医療機関の経営・運営のためのデータの収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等の業務を行う職員を除く。）をいう。

2　学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

別表第９　学歴免許等資格区分表（第１２条第２項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
１　大学卒	一　博士課程修了	（１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	（１）　学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	（１）　学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四　大学６卒	（１）　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第８５条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	（１）　学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六　大学４卒	（１）　学校教育法による４年制の大学の卒業 （２）　独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 （３）　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （４）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
２　短大卒	一　短大３卒	（１）　学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （２）　学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）　診療放射線技師法（昭和２６年法律第２２６号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （５）　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （６）　臨床工学技士法（昭和６２年法律第６０号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （７）　理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （８）　視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （９）　言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第３３条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成１０年厚令第７４号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。）の卒業 (11)　保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (12)　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二　短大２卒	（１）　学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （２）　学校教育法による高等専門学校の卒業 （３）　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （４）　栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条第１項の規定による栄養士の養成施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （５）　歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （６）　歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （７）　あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限５年のものに限る。）の卒業 （８）　保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第２１条第３号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 （９）　児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１３条第１項第１号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10)　海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 (11)　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　短大１卒	（１）　海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
３　高　校　卒	一　高校専攻科卒	（１）　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	（１）　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第７６条第２項に規定する高等部に限る。）の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	（１）　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看講師養成所の卒業 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
４　中　学　卒	中　　学　　卒	（１）　学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第７６条１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２）　上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第１０　昇格対応号俸表（第１３条第１項関係）

イ　医療職基本給表（一）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇任後の号俸
	２級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	
71	50
72	
73	51
74	
75	52
76	
77	53
78	
79	54
80	
81	55
82	
83	56
84	
85	57
86	
87	
88	58
89	
90	
91	59
92	
93	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇任後の号俸
	２級
94	60
95	
96	
97	61
98	
99	
100	
101	62
102	
103	
104	
105	63
106	
107	
108	
109	64
110	
111	
112	
113	65
114	
115	
116	
117	66
118	
119	
120	
121	67
122	
123	
124	
125	68
126	
127	
128	
129	69
130	
131	
132	
133	

ロ　医療職基本給表（二）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
85	49	67	48	48		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					
115	63					
116	63					
117	63					
118	63					
119	63					
120	64					
121	64					
122	64					
123	64					
124	64					
125	65					
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					

ハ　医療職基本給表（三）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	85	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	86	104			
124	85	86	104			
125	86	87	105			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	91				
139	89	91				
140	89	91				
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93					
155	93					
156	93					

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ニ　事務職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	10	10	6	6	2
19	1	3	11	11	7	7	3
20	1	4	12	12	8	8	4
21	1	5	13	13	9	9	5
22	1	6	14	14	10	10	6
23	1	7	15	15	11	11	7
24	1	8	16	16	12	12	8
25	1	9	17	17	13	13	9
26	1	10	18	18	14	14	10
27	1	11	19	19	15	15	11
28	1	12	20	20	16	16	12
29	1	13	21	21	17	17	13
30	1	14	22	22	18	18	13
31	1	15	23	23	19	19	13
32	1	16	24	24	20	20	13
33	1	17	25	25	21	21	13
34	1	18	26	26	21	22	14
35	1	19	27	27	22	23	14
36	1	20	28	28	22	24	14
37	1	21	29	29	23	25	14
38	1	22	30	30	23	25	14
39	1	23	31	31	24	26	15
40	1	24	32	32	24	26	15
41	1	25	33	33	25	27	15
42	1	26	34	34	25	27	15
43	1	27	35	35	26	28	15
44	1	28	36	36	26	28	16
45	1	29	37	37	27	28	16
46	1	30	38	38	27	28	
47	1	31	39	39	28	28	
48	1	32	40	40	28	29	
49	1	33	41	41	29	29	
50	2	34	42	41	29	29	
51	3	35	43	42	29	29	
52	4	36	44	42	29	29	
53	5	37	45	43	30	30	
54	6	38	46	43	30	30	
55	7	39	47	44	30	30	
56	8	40	48	44	30	30	
57	9	41	49	45	31	30	
58	10	42	50	45	31	31	
59	11	43	51	46	31	31	
60	12	44	52	46	31	31	
61	13	45	53	47	31	31	
62	14	45	54	47	31		
63	15	45	55	48	31		
64	16	46	56	48	31		
65	17	46	57	49	31		
66	18	46	58	49	31		
67	19	47	59	50	31		
68	20	47	60	50	32		
69	21	47	61	50	32		
70	22	48	62	50	32		
71	23	48	63	50	32		
72	24	48	64	50	32		
73	25	49	65	50	32		
74	26	49	66	50	32		
75	27	49	67	50	32		
76	28	50	68	50	32		
77	29	50	68	51	32		
78	30	50	68	51	32		
79	31	51	68	51	32		
80	32	51	68	51	32		

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
81	33	51	69	51	33		
82	34	52	69	51	33		
83	35	52	69	51	34		
84	36	52	69	51	34		
85	37	53	69	51	35		
86	38	53	70	51			
87	39	53	70	51			
88	40	53	70	51			
89	41	54	71	52			
90	41	54	72	52			
91	42	54	73	52			
92	42	54	74	52			
93	43	55	75	53			
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					
111	50	62					
112	50	62					
113	51	63					
114	51						
115	51						
116	51						
117	52						
118	52						
119	52						
120	52						
121	53						
122	53						
123	53						
124	53						
125	53						
126	54						
127	54						
128	54						
129	54						
130	54						
131	55						
132	55						
133	55						
134	55						
135	55						
136	56						
137	56						
138	56						
139	56						
140	56						
141	57						
142	57						
143	57						
144	57						
145	57						
146	58						
147	58						
148	58						
149	58						
150	58						
151	59						
152	59						

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
153	59						
154	59						
155	59						
156	60						
157	60						

ホ　診療情報管理職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	1	26
43	1	27
44	1	28
45	1	29
46	1	30
47	1	31
48	1	32
49	1	33
50	2	34
51	3	35
52	4	36
53	5	37
54	6	38
55	7	39
56	8	40
57	9	41
58	10	42
59	11	43
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	45
64	16	46
65	17	46
66	18	46
67	19	47
68	20	47
69	21	47
70	22	48
71	23	48
72	24	48
73	25	49
74	26	49
75	27	49
76	28	50
77	29	50
78	30	50
79	31	51
80	32	51

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
81	33	51
82	34	52
83	35	52
84	36	52
85	37	53
86	38	53
87	39	53
88	40	53
89	41	54
90	41	54
91	42	54
92	42	54
93	43	55
94	43	55
95	44	55
96	44	55
97	45	56
98	45	56
99	46	56
100	46	56
101	47	57
102	47	57
103	48	58
104	48	58
105	49	59
106	49	59
107	49	60
108	49	60
109	50	61
110	50	61
111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

ヘ　技能職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	2
31	1	3
32	1	4
33	1	5
34	1	6
35	1	7
36	1	8
37	1	9
38	1	10
39	1	11
40	1	12
41	1	13
42	1	14
43	1	15
44	1	16
45	1	17
46	1	18
47	1	19
48	1	20
49	1	21
50	2	22
51	3	23
52	4	24
53	5	25
54	6	26
55	7	27
56	8	28
57	9	29
58	10	30
59	11	31
60	12	32
61	13	33
62	14	34
63	15	35
64	16	36
65	17	37
66	18	38
67	19	39
68	20	40
69	21	41
70	22	42
71	23	43
72	24	44
73	25	45
74	26	46
75	27	47
76	28	48
77	29	49
78	30	50
79	31	51
80	32	52
81	33	53
82	33	54
83	34	55
84	34	56
85	35	57
86	35	58
87	36	59
88	36	60

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
89	37	61
90	38	61
91	39	62
92	40	62
93	41	63
94	42	63
95	43	64
96	44	64
97	45	65
98	46	65
99	47	66
100	48	66
101	49	67
102	49	67
103	50	68
104	50	68
105	51	69
106	51	70
107	52	71
108	52	72
109	53	73
110	53	73
111	54	74
112	54	74
113	55	75
114	55	75
115	56	76
116	56	76
117	57	77
118	57	78
119	58	79
120	58	80
121	59	81
122	59	82
123	60	83
124	60	84
125	61	85
126	61	85
127	61	86
128	61	86
129	62	87
130	62	87
131	62	88
132	62	88
133	63	89
134	63	
135	63	
136	63	
137	64	
138	64	
139	64	
140	64	
141	65	
142	65	
143	65	
144	65	
145	66	
146	66	
147	66	
148	66	
149	67	
150	67	
151	67	
152	67	
153	68	
154	68	
155	68	
156	68	
157	69	
158	69	
159	69	
160	69	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
161	70	
162	70	
163	70	
164	71	
165	72	
166	72	
167	72	
168	72	
169	72	
170	72	
171	73	
172	74	
173	74	
174	74	
175	75	
176	75	
177	75	

ト　教育職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	49
63	55	50
64	56	50
65	57	51
66	58	51
67	59	52
68	60	52
69	61	53
70	62	54
71	63	55
72	64	56
73	65	57
74	66	58
75	67	59
76	68	60
77	69	61
78	70	62
79	71	63
80	72	64

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
81	73	65
82	74	66
83	75	67
84	76	68
85	77	69
86	78	69
87	79	70
88	80	70
89	81	71
90	82	71
91	83	72
92	84	72
93	85	73
94	86	74
95	87	75
96	88	76
97	89	77
98	90	78
99	91	79
100	92	80
101	93	80
102	94	80
103	95	80
104	96	80
105	97	80
106	98	80
107	99	80
108	100	80
109	101	81
110	102	82
111	103	82
112	104	83
113	105	84
114	106	84
115	107	85
116	108	86
117	109	86
118	110	89
119	111	90
120	112	90
121	113	91
122	114	91
123	115	92
124	116	92
125	117	93
126	117	
127	117	
128	117	
129	117	

チ　福祉職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	
95	39	
96	40	
97	41	
98	42	
99	43	
100	44	
101	45	
102	46	
103	47	
104	48	
105	49	
106	50	
107	51	
108	52	
109	53	
110	54	
111	55	
112	56	
113	57	
114	57	
115	58	
116	58	
117	59	
118	59	
119	60	
120	60	
121	61	
122	61	
123	62	
124	62	
125	63	
126	63	
127	64	
128	64	
129	65	
130	65	
131	66	
132	66	
133	67	
134	67	
135	68	
136	68	
137	69	
138	70	
139	71	
140	72	
141	73	
142	74	
143	75	
144	76	
145	76	
146	76	
147	77	
148	77	
149	78	
150	78	
151	79	
152	79	
153	79	

リ　介護福祉職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	2	2
27	3	3
28	4	4
29	5	5
30	6	6
31	7	7
32	8	8
33	9	9
34	10	10
35	11	11
36	12	12
37	13	13
38	14	14
39	15	15
40	16	16
41	17	17
42	18	18
43	19	19
44	20	20
45	21	21
46	21	22
47	22	23
48	22	24
49	23	25
50	23	26
51	24	27
52	24	28
53	25	29
54	26	30
55	27	31
56	28	32
57	29	33
58	29	34
59	30	35
60	30	36
61	31	37
62	31	38
63	32	39
64	32	40
65	33	41
66	34	42
67	35	43
68	36	44
69	37	45
70	37	46
71	38	47
72	38	48
73	39	49
74	39	50
75	40	51
76	40	52
77	41	53
78	42	54
79	43	55
80	44	56
81	45	57

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
82	45	57
83	46	58
84	46	58
85	47	59
86	47	59
87	48	60
88	48	60
89	49	61
90	49	61
91	50	62
92	50	62
93	51	63
94	51	63
95	52	64
96	52	64
97	53	65
98	53	65
99	53	66
100	54	66
101	54	67
102	54	67
103	55	68
104	55	68
105	55	68
106	56	68
107	56	68
108	56	68
109	57	68
110	57	68
111	57	68
112	57	68
113	57	68
114	58	68
115	58	68
116	58	68
117	58	68
118	58	68
119	59	68
120	59	68
121	59	68
122	59	
123	59	
124	60	
125	60	
126	60	
127	60	
128	60	
129	61	
130	61	
131	61	
132	61	
133	61	
134	62	
135	62	
136	62	
137	62	
138	62	
139	62	
140	62	
141	63	
142	63	
143	63	
144	63	
145	63	
146	63	
147	63	
148	64	
149	64	
150	64	
151	64	
152	64	
153	64	

ヌ　療養介助職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸
	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11
52	12
53	13
54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19
60	20
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸
	２級
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40
81	41
82	42
83	43
84	44
85	45
86	46
87	47
88	48
89	49
90	50
91	51
92	52
93	53
94	53
95	54
96	54
97	55
98	55
99	56
100	56
101	57
102	57
103	58
104	58
105	59
106	59
107	60
108	60
109	61
110	61
111	62
112	62
113	63
114	63
115	64
116	64
117	65
118	65
119	65
120	66
121	66
122	66
123	67
124	67
125	67
126	68
127	68
128	68
129	68
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	71
139	71
140	71
141	71
142	72
143	72
144	72
145	72
146	73

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸
	２級
147	73
148	73
149	73

別表第１１　基本給表別職員層区分表（第１５条第３項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医療職基本給表（一）	－	（中間層）	－
医療職基本給表（二）	１級	２級～５級	６級、７級
医療職基本給表（三）	１級、２級	３級～５級	６級、７級
事務職基本給表	１級	２級～５級	６級～８級
診療情報管理職基本給	１級	２級、３級	－
技能職基本給表	１級	２級、３級	－
教育職基本給表	－	１級、２級	３級
福祉職基本給表	１級	２級、３級	－
介護福祉職基本給表	１級	２級、３級	－
療養介助職基本給表	１級	２級	－
医師事務作業補助職基本給表	（初任層）	－	－

別表第１２　副院長等基本年俸表（第１９条第１項関係）

副院長等基本年俸表

号俸	１級			号俸	１級			号俸	１級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		１欄	２欄			１欄	２欄			１欄	２欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	4,267,200	1,800,000	2,113,000	45	5,932,800	2,502,000	2,937,000	89	6,822,000	2,877,000	3,377,000
2	4,320,000	1,822,000	2,139,000	46	5,964,000	2,515,000	2,953,000	90	6,834,000	2,882,000	3,383,000
3	4,369,200	1,843,000	2,163,000	47	5,992,800	2,527,000	2,967,000	91	6,846,000	2,887,000	3,389,000
4	4,420,800	1,865,000	2,189,000	48	6,021,600	2,540,000	2,981,000	92	6,856,800	2,892,000	3,395,000
5	4,470,000	1,885,000	2,213,000	49	6,046,800	2,550,000	2,994,000	93	6,868,800	2,897,000	3,401,000
6	4,522,800	1,908,000	2,239,000	50	6,078,000	2,563,000	3,009,000	94	6,877,200	2,900,000	3,405,000
7	4,572,000	1,928,000	2,264,000	51	6,106,800	2,576,000	3,023,000	95	6,885,600	2,904,000	3,409,000
8	4,626,000	1,951,000	2,290,000	52	6,136,800	2,588,000	3,038,000	96	6,894,000	2,907,000	3,413,000
9	4,677,600	1,973,000	2,316,000	53	6,163,200	2,599,000	3,051,000	97	6,902,400	2,911,000	3,417,000
10	4,730,400	1,995,000	2,342,000	54	6,190,800	2,611,000	3,065,000	98	6,909,600	2,914,000	3,421,000
11	4,777,200	2,015,000	2,365,000	55	6,214,800	2,621,000	3,077,000	99	6,916,800	2,917,000	3,424,000
12	4,830,000	2,037,000	2,391,000	56	6,240,000	2,632,000	3,089,000	100	6,924,000	2,920,000	3,428,000
13	4,880,400	2,058,000	2,416,000	57	6,262,800	2,641,000	3,101,000	101	6,931,200	2,923,000	3,431,000
14	4,917,600	2,074,000	2,435,000	58	6,288,000	2,652,000	3,113,000	102	6,937,200	2,926,000	3,434,000
15	4,957,200	2,091,000	2,454,000	59	6,313,200	2,663,000	3,126,000	103	6,942,000	2,928,000	3,437,000
16	4,996,800	2,107,000	2,474,000	60	6,338,400	2,673,000	3,138,000	104	6,948,000	2,930,000	3,440,000
17	5,035,200	2,124,000	2,493,000	61	6,363,600	2,684,000	3,150,000	105	6,954,000	2,933,000	3,443,000
18	5,073,600	2,140,000	2,512,000	62	6,387,600	2,694,000	3,162,000	106	6,961,200	2,936,000	3,446,000
19	5,107,200	2,154,000	2,529,000	63	6,412,800	2,705,000	3,175,000	107	6,967,200	2,938,000	3,449,000
20	5,143,200	2,169,000	2,546,000	64	6,438,000	2,715,000	3,187,000	108	6,974,400	2,941,000	3,453,000
21	5,179,200	2,184,000	2,564,000	65	6,463,200	2,726,000	3,200,000	109	6,979,200	2,943,000	3,455,000
22	5,211,600	2,198,000	2,580,000	66	6,484,800	2,735,000	3,210,000	110	6,985,200	2,946,000	3,458,000
23	5,240,400	2,210,000	2,594,000	67	6,502,800	2,743,000	3,219,000	111	6,992,400	2,949,000	3,462,000
24	5,266,800	2,221,000	2,608,000	68	6,524,400	2,752,000	3,230,000	112	6,998,400	2,951,000	3,465,000
25	5,296,800	2,234,000	2,622,000	69	6,538,800	2,758,000	3,237,000	113	7,004,400	2,954,000	3,468,000
26	5,332,800	2,249,000	2,640,000	70	6,560,400	2,767,000	3,248,000				
27	5,367,600	2,264,000	2,657,000	71	6,579,600	2,775,000	3,257,000				
28	5,403,600	2,279,000	2,675,000	72	6,600,000	2,783,000	3,267,000				
29	5,438,400	2,294,000	2,693,000	73	6,614,400	2,790,000	3,275,000				
30	5,474,400	2,309,000	2,710,000	74	6,630,000	2,796,000	3,282,000				
31	5,506,800	2,323,000	2,726,000	75	6,642,000	2,801,000	3,288,000				
32	5,542,800	2,338,000	2,744,000	76	6,654,000	2,806,000	3,294,000				
33	5,571,600	2,350,000	2,758,000	77	6,667,200	2,812,000	3,301,000				
34	5,604,000	2,364,000	2,774,000	78	6,680,400	2,817,000	3,307,000				
35	5,634,000	2,376,000	2,789,000	79	6,693,600	2,823,000	3,314,000				
36	5,666,400	2,390,000	2,805,000	80	6,706,800	2,829,000	3,320,000				
37	5,688,000	2,399,000	2,816,000	81	6,720,000	2,834,000	3,327,000				
38	5,720,400	2,413,000	2,832,000	82	6,734,400	2,840,000	3,334,000				
39	5,751,600	2,426,000	2,848,000	83	6,746,400	2,845,000	3,340,000				
40	5,782,800	2,439,000	2,863,000	84	6,759,600	2,851,000	3,347,000				
41	5,811,600	2,451,000	2,877,000	85	6,774,000	2,857,000	3,354,000				
42	5,845,200	2,465,000	2,894,000	86	6,784,800	2,861,000	3,359,000				
43	5,874,000	2,477,000	2,908,000	87	6,796,800	2,866,000	3,365,000				
44	5,905,200	2,491,000	2,924,000	88	6,810,000	2,872,000	3,371,000				

副院長等基本年俸表

号俸	２級			号俸	２級			号俸	２級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		１欄	２欄			１欄	２欄			１欄	２欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	5,156,400	2,553,000	2,742,000	45	6,580,800	3,258,000	3,499,000	89	7,356,000	3,642,000	3,911,000
2	5,196,000	2,573,000	2,763,000	46	6,607,200	3,271,000	3,513,000	90	7,363,200	3,645,000	3,915,000
3	5,234,400	2,592,000	2,783,000	47	6,631,200	3,283,000	3,526,000	91	7,369,200	3,648,000	3,918,000
4	5,272,800	2,611,000	2,804,000	48	6,658,800	3,297,000	3,541,000	92	7,376,400	3,652,000	3,922,000
5	5,313,600	2,631,000	2,826,000	49	6,682,800	3,308,000	3,554,000	93	7,383,600	3,655,000	3,926,000
6	5,349,600	2,649,000	2,845,000	50	6,710,400	3,322,000	3,568,000	94	7,390,800	3,659,000	3,930,000
7	5,385,600	2,666,000	2,864,000	51	6,734,400	3,334,000	3,581,000	95	7,396,800	3,662,000	3,933,000
8	5,421,600	2,684,000	2,883,000	52	6,762,000	3,348,000	3,596,000	96	7,404,000	3,665,000	3,937,000
9	5,457,600	2,702,000	2,902,000	53	6,782,400	3,358,000	3,606,000	97	7,411,200	3,669,000	3,941,000
10	5,496,000	2,721,000	2,923,000	54	6,810,000	3,371,000	3,621,000				
11	5,528,400	2,737,000	2,940,000	55	6,834,000	3,383,000	3,634,000				
12	5,566,800	2,756,000	2,960,000	56	6,859,200	3,396,000	3,647,000				
13	5,599,200	2,772,000	2,977,000	57	6,879,600	3,406,000	3,658,000				
14	5,636,400	2,791,000	2,997,000	58	6,904,800	3,418,000	3,672,000				
15	5,670,000	2,807,000	3,015,000	59	6,928,800	3,430,000	3,684,000				
16	5,703,600	2,824,000	3,033,000	60	6,954,000	3,443,000	3,698,000				
17	5,738,400	2,841,000	3,051,000	61	6,978,000	3,455,000	3,710,000				
18	5,772,000	2,858,000	3,069,000	62	7,003,200	3,467,000	3,724,000				
19	5,805,600	2,874,000	3,087,000	63	7,022,400	3,477,000	3,734,000				
20	5,841,600	2,892,000	3,106,000	64	7,046,400	3,488,000	3,747,000				
21	5,874,000	2,908,000	3,124,000	65	7,068,000	3,499,000	3,758,000				
22	5,907,600	2,925,000	3,141,000	66	7,088,400	3,509,000	3,769,000				
23	5,940,000	2,941,000	3,159,000	67	7,107,600	3,519,000	3,779,000				
24	5,972,400	2,957,000	3,176,000	68	7,128,000	3,529,000	3,790,000				
25	6,002,400	2,972,000	3,192,000	69	7,144,800	3,537,000	3,799,000				
26	6,033,600	2,987,000	3,208,000	70	7,160,400	3,545,000	3,807,000				
27	6,063,600	3,002,000	3,224,000	71	7,176,000	3,553,000	3,816,000				
28	6,094,800	3,017,000	3,241,000	72	7,192,800	3,561,000	3,825,000				
29	6,124,800	3,032,000	3,257,000	73	7,207,200	3,568,000	3,832,000				
30	6,157,200	3,048,000	3,274,000	74	7,220,400	3,575,000	3,839,000				
31	6,187,200	3,063,000	3,290,000	75	7,234,800	3,582,000	3,847,000				
32	6,218,400	3,079,000	3,307,000	76	7,248,000	3,588,000	3,854,000				
33	6,242,400	3,090,000	3,319,000	77	7,261,200	3,595,000	3,861,000				
34	6,271,200	3,105,000	3,335,000	78	7,270,800	3,600,000	3,866,000				
35	6,300,000	3,119,000	3,350,000	79	7,279,200	3,604,000	3,871,000				
36	6,328,800	3,133,000	3,365,000	80	7,288,800	3,608,000	3,876,000				
37	6,357,600	3,148,000	3,381,000	81	7,298,400	3,613,000	3,881,000				
38	6,388,800	3,163,000	3,397,000	82	7,306,800	3,617,000	3,885,000				
39	6,417,600	3,177,000	3,413,000	83	7,314,000	3,621,000	3,889,000				
40	6,447,600	3,192,000	3,428,000	84	7,322,400	3,625,000	3,894,000				
41	6,474,000	3,205,000	3,443,000	85	7,330,800	3,629,000	3,898,000				
42	6,502,800	3,219,000	3,458,000	86	7,338,000	3,633,000	3,902,000				
43	6,529,200	3,232,000	3,472,000	87	7,341,600	3,635,000	3,904,000				
44	6,556,800	3,246,000	3,487,000	88	7,348,800	3,638,000	3,908,000				

別表第１３　副院長等基本年俸表級別標準職務表（第２０条第１項関係）

職務の級		標準的な職務
１級	１欄	医長の職務
	２欄	理事長が別に定める医長の職務
２級	１欄	診療部長の職務
	２欄	副院長、統括診療部長又は介護老人保健施設長の職務

備考　１　本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
２　特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
３　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわりなく、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が２級の場合に限る。）

別表第１４　副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（第２１条第１項関係）

２級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	
71	54
72	
73	55
74	
75	56
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	
83	
84	
85	62
86	
87	
88	

２級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	

別表第１５　地域手当支給区分表（第５９条第１項関係）

支　給　事　業　場	支給区分	支　給　割　合
北海道病院	7	100分の3
札幌北辰病院	7	100分の3
仙台病院	6	100分の6
仙台南病院	6	100分の6
うつのみや病院	6	100分の6
群馬中央病院	7	100分の3
さいたま北部医療センター		100分の13
埼玉メディカルセンター		100分の13
千葉病院		100分の11
船橋中央病院	4	100分の12
東京高輪病院		100分の18
東京新宿メディカルセンター		100分の18
東京山手メディカルセンター		100分の16
東京城東病院		100分の18
東京蒲田医療センター		100分の10
横浜中央病院		100分の13
横浜保土ケ谷中央病院		100分の13
相模野病院		100分の10
山梨病院		100分の4.5
金沢病院	7	100分の3
可児とうのう病院		100分の2
桜ヶ丘病院	6	100分の6
三島総合病院	7	100分の3
中京病院		100分の13
四日市羽津医療センター		100分の7
滋賀病院	5	100分の10
京都鞍馬口医療センター	5	100分の10
大阪病院		100分の15
大阪みなと中央病院		100分の15
星ヶ丘医療センター	5	100分の10
神戸中央病院		100分の10
大和郡山病院	5	100分の10
徳山中央病院	7	100分の3
りつりん病院		100分の4
九州病院	7	100分の3

別表第１６　寒冷地手当支給区分表（第６０条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道病院	北海道札幌市	２級地
札幌北辰病院	北海道札幌市	２級地
登別病院	北海道登別市	３級地
秋田病院	秋田県能代市	４級地
福井勝山総合病院	福井県勝山市	４級地

備考　この表に掲げる名称は、平成２６年４月１日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第１７　役職手当適用区分表（第６２条第２項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
副院長等基本年俸表	副院長 介護老人保健施設長	一種	２級以下	148,100	－
	統括診療部長 診療部長	二種	２級以下	118,500	－
	医長	三種	１級	96,700	－
医療職基本給表（二）	薬剤部長	三種	７級	84,700	76,400
			６級	76,700	65,300
			５級以下	72,700	57,600
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四種	５級	62,300	49,400
			４級以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	看護部長	二種 （理事長が別に定める場合に限る。）	７級以下	88,300	75,800
		三種	６級以下	75,800	58,200
	副看護部長	四種	５級以下	59,200	44,200
	看護師長	五種	４級以下	44,800	34,700
事務職基本給表	事務部長	一種 （理事長が別に定める場合に限る。）	８級以下	130,300	112,900
		二種	７級	94,000	79,800
			６級以下	88,500	69,800
	事務長	三種	５級以下	72,700	56,200
	課長	三種 （理事長が別に定める場合に限る。）	５級以下	72,700	56,200
		四種	５級	62,300	48,200
			４級以下	59,500	44,300
	補佐	四種	４級	59,500	44,300
			３級以下	55,500	41,900
診療情報管理職基本給表	専門職	四種	３級以下	55,500	41,900
教育職基本給表	副学校長	三種	３級以下	77,400	55,500
	教務主任	四種	２級以下	64,100	46,200

備考

1　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわりなく、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。

2　役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第１８　特殊業務手当支給区分表（第６６条第１項及び第２項関係）

種　　別	月　　額
1　集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	１７，７００円
2　手術室に勤務する医師	
3　集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	１０，４００円
4　手術室に勤務する臨床工学技士	
5　集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	１２，５００円
6　手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
7　放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	１６，０００円
8　検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	

備考

1　「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

2　「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が２４時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。

別表第１９　医師手当支給種別区分表（第８３条第２項関係）

事　　業　　場	支給種別区分
北海道病院	4
札幌北辰病院	4
登別病院	2
仙台病院	4
仙台南病院	4
秋田病院	3
二本松病院	3
うつのみや病院	3
群馬中央病院	3
さいたま北部医療センター	5
埼玉メディカルセンター	5
千葉病院	5
船橋中央病院	3
東京高輪病院	5
東京新宿メディカルセンター	5
東京山手メディカルセンター	5
東京城東病院	5
東京蒲田医療センター	5
横浜中央病院	5
横浜保土ケ谷中央病院	5
相模野病院	4
湯河原病院	2
高岡ふしき病院	5
金沢病院	3
福井勝山総合病院	2
若狭高浜病院	2
山梨病院	3
可児とうのう病院	3
桜ヶ丘病院	2
三島総合病院	3
中京病院	5
四日市羽津医療センター	3
滋賀病院	4
京都鞍馬口医療センター	5
大阪病院	5
大阪みなと中央病院	5
星ヶ丘医療センター	4
神戸中央病院	5
大和郡山病院	4
玉造病院	3
下関医療センター	3
徳山中央病院	3
りつりん病院	3
宇和島病院	3
高知西病院	3
九州病院	5
久留米総合病院	3
福岡ゆたか中央病院	3
佐賀中部病院	3
松浦中央病院	3
諫早総合病院	3
熊本総合病院	3
人吉医療センター	2
天草中央総合病院	3
南海医療センター	3
湯布院病院	2
宮崎江南病院	3

別表第２０　医師手当月額表（第８３条第３項関係）

免許取得後年度数	１　種	２　種	３　種	４　種	５　種	６　種
	月　額	月　額	月　額	月　額	月　額	月　額
	円	円	円	円	円	円
1	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
2	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
3	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
4	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
5	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
6	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
7	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
8	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
9	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
10	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
11	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
12	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	48,900
13	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	47,100
14	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	45,300
15	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	43,500
16	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	41,700
17	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	39,900
18	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	38,100
19	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	36,300
20	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	34,900
21	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	33,500
22	356,100	317,400	265,000	208,400	149,800	32,100
23	351,700	313,400	261,700	205,800	148,200	30,700
24	347,300	309,400	258,400	203,200	146,600	29,300
25	342,900	305,400	255,100	200,600	145,000	27,900
26	338,500	301,400	251,800	198,000	143,400	26,500
27	325,800	290,700	243,800	191,700	139,400	25,900
28	312,900	279,900	235,500	185,600	135,000	25,300
29	300,300	269,400	227,800	179,300	131,000	24,400
30	287,600	258,700	219,600	173,300	126,600	23,700
31	274,800	248,000	211,700	167,100	122,600	23,100
32	259,000	233,600	199,800	158,600	117,000	22,500
33	243,400	219,400	188,500	150,000	111,800	21,900
34	227,700	205,200	176,900	141,400	106,600	21,200
35	211,800	190,800	165,100	132,900	101,000	20,900
36	193,700	175,100	152,800	123,600	95,600	20,500
37	175,500	159,400	140,300	114,500	89,800	19,800
38	157,600	143,900	128,100	105,100	84,500	19,000
39	126,400	118,400	107,900	91,700	75,700	18,100
40	97,600	94,600	89,100	78,900	67,500	17,400
41	89,100	86,100	80,600	70,400		
42	80,600	77,600	72,100	61,900		
43	72,100	69,100	63,600			
44	63,600	60,600	55,100			
45	55,100	52,100				